

インドネシア国
税関システム改善計画調査
事前調査報告書

平成9年8月

JICA LIBRARY



J 1142502 (2)

国際協力事業団

JICA
108
29.8
SSF
IBRARY

社調一

J R

97-152



1142502 {2}

インドネシア国
税関システム改善計画調査
事前調査報告書

平成9年8月

国際協力事業団

序 文

日本政府はインドネシア国政府の要請に基づき、同国の税関システム改善計画調査を実施する事を決定し、国際協力事業団がこの調査を実施することといたしました。

当事業団は、本格調査に先立ち、本件調査を円滑かつ効果的に進めるため、平成9年7月30日から同年8月9日までの11日間にわたり、当事業団社会開発調査部 社会開発調査第一課長 貝原孝雄を団長とする事前調査団を現地に派遣しました。

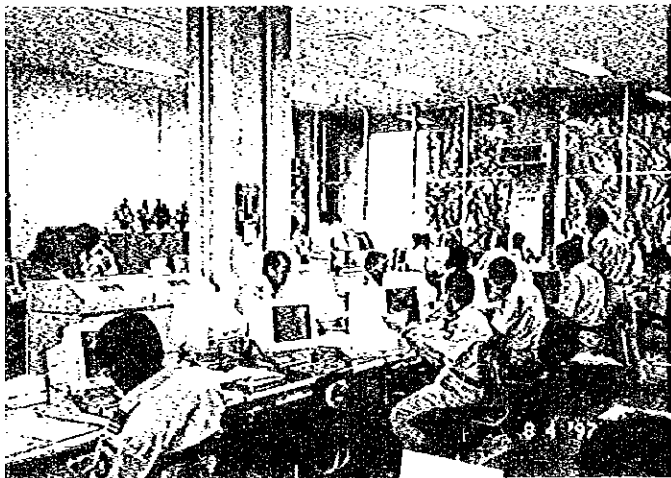
調査団は本格調査に係る要請の背景等を確認するとともに、インドネシア国政府の意向を聴取し、同国政府との間に本格調査に関する実施細則（S/W）及び協議議事録（M/M）に署名しました。

本報告書は、引き続き実施を予定している本格調査に資するために、今回の調査結果を取りまとめたものです。

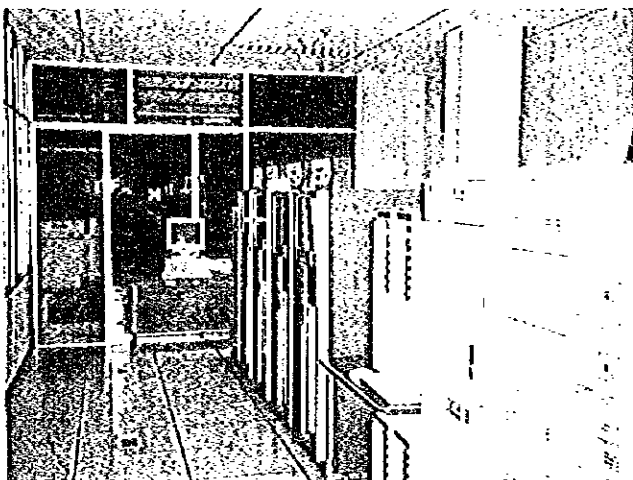
終わりに、本調査にご協力とご支援をいただいた関係各位に対し心より感謝申し上げます。

平成9年8月

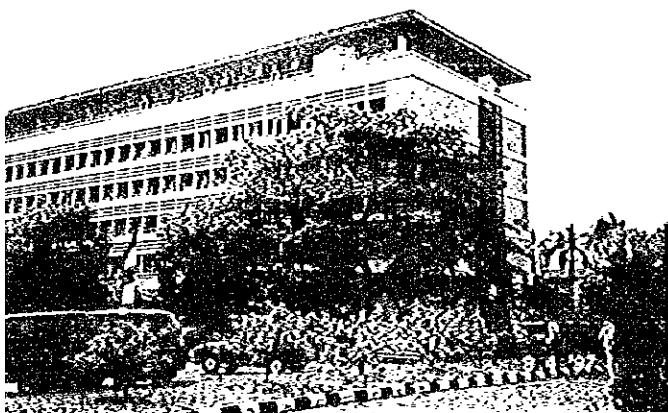
国際協力事業団
理事 佐藤 清



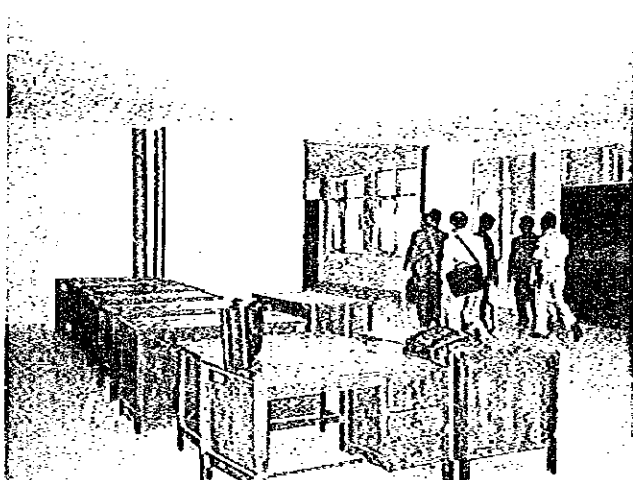
タレジュレブリオク港 第2支署PIB納税確認業務



関税消費税総局内UNIXマシン



関税消費税総局



総局内本件調査用業務所スペース



協議 スハルジョ総局長と貝原団長



S/W及びM/M署名・交換

目 次

序文

写真

第1章 事前調査の概要	1
1-1 事前調査実施の背景	1
1-2 事前調査の目的	1
1-3 調査団の構成	2
1-4 調査の日程	3
1-5 インドネシア国側のカウンターパート機関	4
1-6 実施細則（S/W）協議の概要	4
1-7 全体所感と懸案事項等	5
1-7-1 全体所感	5
1-7-2 今後の懸案事項等	6
第2章 インドネシア国の税関システムの現状と問題点	7
2-1 インドネシア国の新関税法と税関行政の特色	7
2-1-1 インドネシア国の新関税法について	7
2-1-2 インドネシア国の税関行政について	8
2-2 税関システムの概要	13
2-2-1 税関手続きEDI化について	13
2-2-2 電算化の現状について	14
2-2-3 システムフローについて	16
2-2-4 現行のハードウェア及びソフトウェア	16
2-2-5 税関業務運営体制	18
2-3 税関システムに関する問題点と改善方向	18
第3章 現地システムエンジニア及び資機材等調達先	25
3-1 システムエンジニア等に係る現地再委託先	25
3-2 現地備人費	25
3-3 現地機材購入・リース費	25
3-4 ハードウェア及びソフトウェア等調達先	25

第4章 本格調査の方針	29
4-1 調査の目的と実施方針	29
4-1-1 本格調査の目的	29
4-1-2 我が国の技術協力の可能性	29
4-2 調査の内容	29
4-3 実施方法	32
4-4 調査の実施体制とスケジュール	33
4-5 調査実施上の留意点	36
資料編	39
1. 実施細則 (S/W)	41
2. 協議議事録 (M/M)	47

第1章 事前調査の概要

1-1 事前調査実施の背景

インドネシア国（以下「イ」国）は、自助努力により計画的に各省庁における業務等の電算化を進めているが、AFTAの共同宣言にもあるように域内の各国が通関手続きの迅速化、簡素化のための対応を迫られており、税関手続等の電算化も必要とされている。また、貿易環境及び投資環境の整備の一環として、1997年4月の新関税法施行等による法体系の整備を開始しており、さらに情報技術を利用した電算化を含めた諸政策の実施も必要とされている。

こうした税関行政をめぐる変化のなかで、同国は1997年4月から「事後調査業務」を開始したが、そのほか、「社会悪事犯(麻薬等の密輸)の取締業務」の効率化も急務となっている。このような中、CIS(Customs Intelligence Database System：税関総合データベース)の開発を通じたこれら2つの税関業務の改善が必要となっている。

また、CSS(Customs Service System、旧CFRS：通関システム)はこれまで同国独自に開発を行ってきたところであるが、これまでシステム開発・更改が数次にわたるとともにハードウェア更新等でシステムが非常に複雑化して今後の更改を困難にしているため、システムの再構築が必要となっている。

以上のような状況を踏まえ、同国はCISの新規構築のためのシステム設計、及びCSS改善に向けた方針案の策定調査を要請してきた。

1-2 事前調査の目的

本件については1996年11月に要請内容の特定を目的としてプロジェクト形成調査団が派遣されたが、①「イ」国側の要望する1999年3月のシステム供用開始が困難、②開発調査の対象範囲が不明確等の理由から、我が国で協力可能な内容を特定のうえ、「イ」国側に要請書(TOR)案として提示し、先方において検討がなされていた。

今般TORに基づいて、「イ」国側は本件の対象範囲を上記CISの構築及びCSSの改善に係る開発調査に限定する旨明らかにした。これを受けて、1997年8月にS/W(Scope of Work：実施細則)の署名・交換を目的として事前調査を実施した。

1-3 調査団の構成

事前調査団の構成は以下のとおりである。

氏名 Name	担当 Assignment	所属 Occupation
貝原 孝雄 Takao KAIBARA	総括 Leader	国際協力事業団 社会開発調査部 社会開発調査第1課 課長 Director, First development Study Division Japan International Cooperation Agency (JICA)
中曽根 士郎 Shiro NAKASONE	調査企画 Study Planning	国際協力事業団 社会開発調査部 社会開発調査第1課 Staff, First Development Study Division, Social Development Study Department, JICA
添谷 稔 Minoru SOEYA	開発協力政策 Development Cooperation Policy	外務省経済協力局 開発協力課 外務事務官 Development Cooperation Division Economic Cooperation Bureau Ministry of Foreign Affairs
米山 徹明 Tetsuaki YONEYAMA	税関システム Customs System	大蔵省関税局総務課 事務管理室 鑑査専門官 Section Chief ADP Management Office, Coordination Division, Customs & Tariff Bureau, Ministry of Finance
長谷川 一 Hajime HASEGAWA	情報処理 Information Processing (System Engineer)	株式会社サイエス 国際協力事業部 Consulting Engineer, International Consulting Division SYES Co., Ltd.
渋谷 浩 Hiroshi SHIBUYA	情報処理 Information Processing (System Administrator)	株式会社国際協力データサービス 業務部 業務第2課 課長 Manager, Consulting Group, System Implementation Department, International Cooperation Data Service Co., Ltd.

1-4 調査の日程

事前調査の日程は以下のとおりである。

No.	Date(Day)	Time	Place	Schedule
1.	Jul 30, 1997(Wed)	10:50- 16:25	Tokyo-Jakarta	•JL 725 "President Hotel" Jl. M.H. Thamirin no.59, Jakarta Pusat (021)230.1122.Fax.314.3631
2.	31 (Thu)	09:00 10:00 11:00 14:00 15:30	Jakarta	•Courtesy Call on: •JICA Office •Dr.Sumarno Surono Head, Bureau of Monetary Affairs and Public Finance, BAPPENAS and Dra. Leila Retna Komala Head Bureau of Bilateral Economic Cooperation, BAPPENAS Gedung Madiun, 4 th Floor Jl. Taman Suropati No.2, Jak-Pus. (021)337.771(Mr.Panud).Fax.314.3733 •Embassy of Japan(Mr.Yamanishi) •Mr.Karsono Mulyoredjo Bureau of Planning and Foreign Cooperation Relations, Ministry of Finance. Gedung PAIK, 9 th Floor Jl.Lap. Banteng Timur no.2-4, Jak-Pus. (021)385.2160.Fax.345.1205 •Mr.Suhardjo Director General of Customs and Excise, Ministry of Finance. Jl. Jend.A.Yani, By Pass, 3 rd Floor Jakarta 10002 Tlp/Fax.(021)489.7511 •Meeting with the Directors in Dit.Gun.of Customs.Min.of Finance
3.	Aug. 1, 1997(Fri)		Jakarta	•Discussion on the Scope of Work with Dit.Gen.of Customs.Min.of Finance.
4.	2. (Sat)		Jakarta	•Internal Meeting & Data Collection
5.	3. (Sun)		Jakarta	•ditto-
6.	4. (Mon)		Jakarta	•Discussion on the Scope of Works with Dit.Gen.of Customs.Min.of Finance. •Observation on CIS and CFRS
7.	5. (Tue)		Jakarta	•Discussion on the Scope of Works (S/W) and Preparation of the Minutes of Meeting(M/M) •Lunch invited by Team
8.	6. (Wed)		Jakarta	•Discussion on the Scope of Works (S/W) and Preparation of the Minutes of Meeting(M/M)
9.	7. (Thu)		Jakarta	•Signing on the Scope of Work and Minutes of Meeting •Dinner invited by Mr.Suhardjo
10.	8. (Fri)	10:00 14:00 15:30 23:45-	Jakarta Jakarta-	•Reporting to: •BAPPENAS •Embassy of Japan(Mr.Yamanishi) •JICA Office •JL 726 (Official Team)leave Jakarta
11.	9. (Sat)	08:40	Tokyo Jakarta	•(Official Team)arrive Tokyo •(Consultant Team) Collection of Materials Processing and Preparation of Report
12.	10. (Sun)		Jakarta	•(Consultant Team) Collection of Materials Processing and Preparation of Report
13.	11. (Mon)		Jakarta	•Survey on Local System Engineers
14.	12. (Tue)		Jakarta Jakarta-	•ditto- •JL 726 leave Jakarta
15.	13. (Wed)	23:45- 08:30	Tokyo	•Arrive Tokyo

1-5 インドネシア国側のカウンターパート機関

「イ」国側のカウンターパート機関は大蔵省関税消費税総局(Directorate General of Customs and Excise)である。「イ」国側は本件の実施にあたって、本件の運営に係るカウンターパート組織である「ステアリング・コミッティ」及び技術面でのカウンターパート組織である「テクニカル・コミッティ」を設置しており、そのメンバーについては資料編2. 協議議事録(M/M)に記載してある。

1-6 実施細則(S/W)協議の概要

協議の内容については資料編2. 協議議事録(M/M)に詳述されている。その概要については以下に示す。

(1) 調査タイトルについて

調査タイトルについては、本件が単なる税関の電算化にとどまらず、本質的には税関システムの改善を指向することから、当方よりその変更を提案し、“The Study of Improvement of Customs’ System in Indonesia”とすることで合意した。

CFRS(輸入通関自動化処理システム)については「イ」国側よりCSSとしたいという提案があり、調査団は本件のS/Wに影響はないと判断し合意した。

(2) 調査の範囲について(システム設計の深度について)

「イ」国側よりシステム設計にて詳細設計レベルまで実施してほしいという要望があった。これに対して調査団は、①近年のソフト業界における開発パッケージソフトウェアの普及により基本・詳細設計の分類が困難である点、②基本検討ののち、はじめてシステム設計の作業規模が判明する点、等を説明し、インテリム・レポート(IT/R)の段階でシステム設計の具体的作業規模・深度について明らかにする方向で合意した。

(3) カウンターパート組織について

調査団は本件の円滑な実施には関税消費税総局傘下の関係局の参画が不可欠である旨説明したところ、「イ」国側は既にステアリング・コミッティ及びテクニカル・コミッティ(計14名により構成)の人選済みであると回答し、調査団は了解した。

(4) 技術移転

調査団は本件の現地調査を通じて「イ」国側に技術移転を図る点を約束した。

(5) 自動車の提供について

S/Wの「イ」国側からの本格調査団への便宜供与の一環である運転手付自動車の貸与については、「イ」国側は困難であるとし、調査団はその旨JICA本部に伝達し、しかるべく対応することとした。

(6) 事務所スペースの提供

調査団は「イ」国側が、約30名は収容可能なコンピュータ作業スペースを既に準備している点を確認した。

(7) 本件実施における短期専門家の派遣について

調査団はCISの基本検討及びシステム設計の初期の段階で、我が国の大蔵省の専門家による知的支援が不可欠である旨説明し、早急にAIフォーム（専門家派遣に係る要請書）を外交ルートでJICA本部へ提出するよう促した。

1-7 全体所感と懸案事項等

1-7-1 全体所感

(1) 本件に関する「イ」国側の積極的な姿勢が以下の事項により窺うことができた。

- 1) CISに関しては既に「イ」国側が検討委員会設置により、基本検討を取りまとめており、これを基に約50億ルピア(約2.5億円)の予算化を実現している。
- 2) Steering and Technical Committeeについて、大蔵省関税消費税総局の5つの部局関係者から人選しており、既に実施体制を整えている。
- 3) 本格調査時における作業スペースについては50名程収容可能な規模の部屋を準備し、コンピュータ機器についても設置できるよう工事中である。
- 4) 調査団との打合せ等においても大蔵省関税消費税総局スハルジョ総局長、エディ電算局長等幹部が積極的に参加しており、前向きな対応がみられた。

(2) 「イ」国側としては、大蔵大臣及びスハルジョ総局長等大幹部の交代が予想される1998年4月までには、CIS及びCSSの事業化の目処を立てたい意向であり、今年度中(1998年3月)に、プロジェクト全体の概算及び経済評価等を提出する必要がある。そのためには、本件本格調査の早期着手が望まれる。

(3) 現時点では事業化に係る資金手当が未だ確実とはいえず、「イ」国側は本件開発調査によるCIS及びCSSの基本検討終了後、全体の事業規模が判明したあと、明確な意思決

定を行う考えである。なお、「イ」国側が円借款を希望する場合、日本側及び「イ」国側双方の努力により、全体期間の短縮が可能な旨説明し、「イ」国側の了承を得ている。

(4) 「イ」国側が希望しているCISの詳細設計に関してはP/R（プロケンスレポート）の時点で、概算の規模が算出された段階で明確にする必要があるが、調査団の検討によれば、詳細設計まで本開発調査で行うことは可能であると考えられる。詳細設計まで行う場合、その用件である瑕疵担保責任、及び資金日処についてはIT/Rの説明時において日本・「イ」国双方が合意する必要があると思われる。

(5) 本件事業の実現化に向けては「イ」国側カウンターパートの協力が重要であり、カウンターパートに対する技術移転の観点から、我が国の大蔵省関税局からの専門家の支援が不可欠である。また、本格調査団に関しても単なるシステムづくりではなく、技術移転をスムーズに行えるよう、団員の人選には特段の配慮が必要と思料される。

1-7-2 今後の懸案事項等

(1) 大使館・事務所への依頼事項

CISの構築にあたって、基本検討（約3カ月）及びシステム設計初期（約3カ月）の段階で我が国大蔵省関税局から専門家を派遣し、技術移転を行うこととなっているため、早急にAIフォームを提出するよう「イ」国側に対して働きかけてもらうことが望ましい。

(2) 今後の予定

「イ」国側としては蔵相及び関税消費税総局長等、大幹部の交代が予想される1998年4月までにCIS及びCSS（特にCSS）の事業化の日処を立てたい意向であり、今年度中にプロジェクト全体の概算及び経済評価等（特にプロジェクト概算）を提出する必要がある。そのためには本件本格調査の早期着手（今年11～12月頃）が望まれる。

(3) 「イ」国側の資金調達の日処

現時点では事業化に係る資金手当が確実性に若干不安があるが、「イ」国側は本件開発調査によるCIS及びCSSの基本検討終了後、全体の事業規模が判明したあと明確な意思決定を行う考えである。なお、「イ」国側が円借款を希望する場合、日本・「イ」国双方の努力により、全体期間の短縮が可能な旨説明し、「イ」国側の了解を得ている。

第2章 インドネシア国の税関システムの現状と問題点

2-1 インドネシア国の新関税法と税関行政の特色

2-1-1 インドネシア国の新関税法について

インドネシア国（以下「イ」国）においては、税関職員の腐敗により輸出入業務が停滞したため、1985年から輸出入貨物の審査及び検査権限を税関から取り上げ、スイスに本社を置くSGSという民間会社に委託して、貨物の輸出国において関税分類及び課税価格を決定する、いわゆる船積前検査制度(PSI)を採用していた。その後、貨物の審査及び検査権限は税関職員の質の向上及び迅速通関の要請に伴い少しずつ税関の手に戻され、1997年4月の新関税法の施行に伴い船積前検査制度は完全に廃止され貨物の輸出入は全て税関の審査・検査により通関されている。

「イ」国の新関税法は、1995年の法律第10号として、1995年秋に国会で承認され、1年間の周知期間を置き1997年4月1日から全面的に施行されている。新関税法が制定されるまでは、オランダ植民地時代に制定された1873年の関税法と、税率を定めていた1882年の関税定率法に随時必要な改正を大統領令、大蔵省令等で実施しながら使用してきており、このため旧「イ」国の関税法はつぎはぎだらけで極めて難解な法律であった。

新関税法の大きな特徴は、「イ」国がWTO（World Trade Organization：世界貿易機関）に加盟するため必要なガット/WTO関税評価制度、アンチ・ダンピング関税及び相殺関税制度、知的所有権侵害物品の取り締りの各制度を盛り込み、さらに透明性を高めるため不服申立制度を導入していることがあげられる。特に、WTO関税評価制度及びそれを補完する事後調査制度の導入はASEAN諸国の中では最初の導入国となっている。また、今後の電子情報通信の進歩を見越して電子通信手段による申告、即ちEDI(Electronic Data Interchange：電子データ交換)による申告も可能とする規定を設けている。このEDI申告は国連の作成した標準フォーマットであるUN/EDIFACT(United Nation Rules for Electronic Data Interchange for Administration, Commerce and Transport：行政、商業及び運輸のための国連EDI規約集)に基づいて一応作成されており、各種システムとのインターフェースも容易に可能にするよう考慮されている。

なお、「イ」国の新関税法は以下の18章118条から構成されている。

第1章 総則

第2章 輸入及び輸出

第3章 関税率表及び課税価格

第4章 アンチ・ダンピング関税及び相殺関税

第5章 非課税、免税、減税及び戻し税

- 第6章 税関申告及び輸入税の納付義務
- 第7章 輸入税の納付、債務の徴収及び担保
- 第8章 税関の監督下における蔵置
- 第9章 記帳義務
- 第10章 輸入及び輸出の禁止、制限並びに知的所有権を侵害する輸出入物品の取締
- 第11章 引取申告のない物品、政府が管理する物品及び国庫に帰属する物品
- 第12章 税関職員の権限
- 第13章 異議申し立て及び不服審査
- 第14章 罰則
- 第15章 調査
- 第16章 雑則
- 第17章 移行規定
- 第18章 最終規定

2-1-2 インドネシア国の税関行政について

開発調査の主な対象がCISに関する調査であり、CISは輸入に係る情報を主に扱うこととなるため本報告書では輸入手続に関して以下に述べることとする。なお、輸出手続は実質的には書類提出のみで処理されており、申告書類の審査、輸出貨物の検査等は特に行われていない。

(1) 申告納税制度の導入について

新関税法には輸入税の納付は原則として申告納税方式 (Self-assessment) による旨が明記されている。したがって、輸入者は、自らが輸入品の関税分類及び課税価格を決定し、関税その他の輸入税を納付し、その納付書を添付して輸入申告することとなる。また、申告納税制度の導入により輸入者が正しく申告しているかを事後的に調査する制度も導入された。

一方、申告が適正な場合には受理された申告は税関職員が既に関税分類及び課税価格を決定したものとみなすが、適正でない場合には、税関職員が関税分類及び課税価格を決定することができる旨も同時に規定しており、この点は我が国の申告納税方式とは異なり賦課課税方式に近いものともいえる。

(2) 通関業免許制度の導入

新関税法には輸入貨物の申告は原則として輸入者が行うこととされており、輸入者が税関申告を行えない場合、通関業者に委託することができると規定されている。

この通関業という業務は、従来フォワーダーが主として行っていたが、我が国のように業法で定められてた業務ではなかったため誰でも自由に参入できる反面、質の面で問題があった。

1997年4月1日以降は1996年の大蔵省令第701号に基づき、通関業を行おうとする者は、管轄する税関長から通関業者番号（PPJK番号）を受ける必要が生じた。PPJK番号を得るためには、幾つかの条件があるが、一番重要なことは大蔵省教育局により実施される税関業務に関する試験を受け合格した通関士を1名以上配置しなければならないということであり、これにより通関業の質の向上を図っている。

(3) 輸入手続について

1) 輸入申告

1997年4月以降は輸入者または通関業者は、申告納税方式に従い、自己の責任で課税価格を計算し、HS番号を決め税率を調べ、関税その他の輸入税額を計算し、それに基づき輸入申告書(PIB)を3部作成し、税額を外国為替銀行または税関官署へ納付し、その納付書を申告書に添付して税関に提出する。

ジャカルタ地区では、1997年6月16日以降、この申告はF/D(フロッピーディスク)によるか、あるいはEDIにより行わなければならないこととされており、マニュアル即ち申告書のみでの輸入申告は受理しないとされた。これは、電子データで申告情報を税関が入手することにより、税関が申告情報をコンピュータにタイプ入力する時間を削減し迅速な通関を図るために導入されたものである。

F/D申告の場合は、申告書を添付して提出する必要があるが、EDI申告の場合は申告書類はグリーンレーン（現物検査なし）に指定された場合は申告書類を輸入許可後3日以内に提出すればよいとのメリットがある。

2) 輸入申告受理

税関は、記載されている納税者番号と申告輸入者が同一か否かチェックし、併せて過去の申告に係るコレクション・ノートと呼ばれる追加納付指示書の未納付のものがあるか否かチェックする。コレクション・ノートの発出の日から30日以内に当該不足額が納付されていない場合、提出された申告書は不受理となる。受理されたものには、NOPE N(受理番号)が交付される。なお、F/D等から税関のコンピュータに情報が入力されるとコンピュータがランダムにその申告の担当職員を指定するシステムが導入されており、税関職員の不正行為防止措置と考えられる。

3) 書類審査I

受理された書類は、書類審査Iの担当に配布される。書類審査Iの担当官は、申告書の

記載事項が正しいこと、商品の記述が明確であること、B/L (Bill of Lading : 船荷証券)、インボイス等の関係書類が添付されていること、関税等の輸入税の納付書番号と申告書に銀行等により記載されている納付番号が一致していること、輸入禁止品または制限品目に該当しないこと等を確認し、各事項についての審査結果をCSS(旧CFRS)に入力し、問題がない申告については輸入申告番号が発出される。この審査で問題がある申告書については、受理が却下され輸入者に理由を付して差し戻される。

4) グリーンレーン及びレッドレーン選別

正式に受理された申告書は、当該申告者等に関する情報があるか否か、ランダムチェックに該当するか否かが判断され問題なければグリーンレーンに、該当すればレッドレーンに分けられる。

① グリーンレーン申告書の処理

グリーンレーン扱いとなったものについては関税分類、税額の計算及び税額をチェックし、間違いがなければ直ちに輸入許可書であるSPPB(貨物引取許可書)が発行される。EDIを利用して申告したものについては、SPPBが輸入者の端末機から出力される。納付額に間違いがある場合にはSPPBの発行と同時にコレクション・ノートが発行されることとなる。なお、税関総局としては、グリーンレーンに指定された申告書については、書類の提出から税関の許可までを4時間以内で実施することを目標にしている。

輸入者は、SPPBを貨物を蔵置している税関に提出することにより、貨物を引き取ることができる。

② レッドレーン申告書の処理

レッドレーン扱いとなったものについては、書類審査Iの担当官が検査指示書を作成し検査担当官に送付する。検査担当官は検査指示書に従い輸入貨物の検査を行い、検査結果報告書を作成し、書類審査Iの担当官に書類を返送する。

5) 書類審査II

書類審査IIの担当官は、グリーンレーンの申告書、即ち輸入許可済の申告書について、課税価格がWTO関税評価協定に基づき制定されている手続に従い正しく申告されているか否かが審査する。また、税関の有している商品別価格プロファイルと大幅に異なる場合は、関税評価申告書の提出を輸入者に求める。関税評価申告書の提出を求められた輸入者は定められたフォームに基づき課税価格の計算根拠となる契約内容等を申告することとなる。また、要請により契約書その他の輸入関係書類も提出しなければならない。

新関税法において以前の課税価格決定の方法と大きく異なる点は、新関税法の課税価格は、WTO関税評価協定に基づき実取引価格を課税価格として採用している点である。

即ち、これまで、税関が一部の貨物については、価格表に基づき課税価格を定めていたが、4月以降は輸入者と輸出者の間で決められた実取引価格が課税価格として採用されたということである。このため、輸入者にとっては、輸出者と契約を結ぶ際に、関税その他の輸入税の額を容易に計算できるという大きなメリットが生じた。

審査により税額に過誤納付が発見された場合は、コレクション・ノートが発行される。レッドレーン貨物の場合、検査結果から貨物の種類及び数量が申告書と相違ない場合、税関はSPPBを発行する。その後はグリーンレーン貨物と同様の書類審査、手続が行われる。検査の結果、貨物の種類及び数量に問題がある場合、申告内容を審査し、関税分類、課税価格、税額の計算、関税その他の輸入税を計算し、コレクション・ノートが発行される。この際行政罰金を課すか否かについても検討が行われる。

(4) 新輸入手続の特徴

上記のように新関税法の輸入手続は、まず、輸入貨物の物流を促進するために、申告書に必要事項が記載され、必要書類が添付されていれば、課税価格の計算の間違いの有無は問わず、まず、輸入を許可するという制度になっている。一般的に途上国の手続は、関税債権の確保の観点から、税額計算を正確に調べ、不足している場合、差額納付が確認されてから、輸入を許可するという方法が多く用いられているが、「イ」国においては、まず物流、迅速通関が優先されているということが重要である。

さらに、書類の審査を2段階で実施し、迅速通関を確保するとともに不正行為の防止を図っているということがあげられる。1人の職員が、受理から許可まで行っていると業者との癒着が生じてくるが、数段階複数職員の手続を経ることにより、不正を生じにくくしている。

図2-1に、現行手続のフローチャートを示す。

CURRENT PROCEDURE FLOW CHART

At April 1997

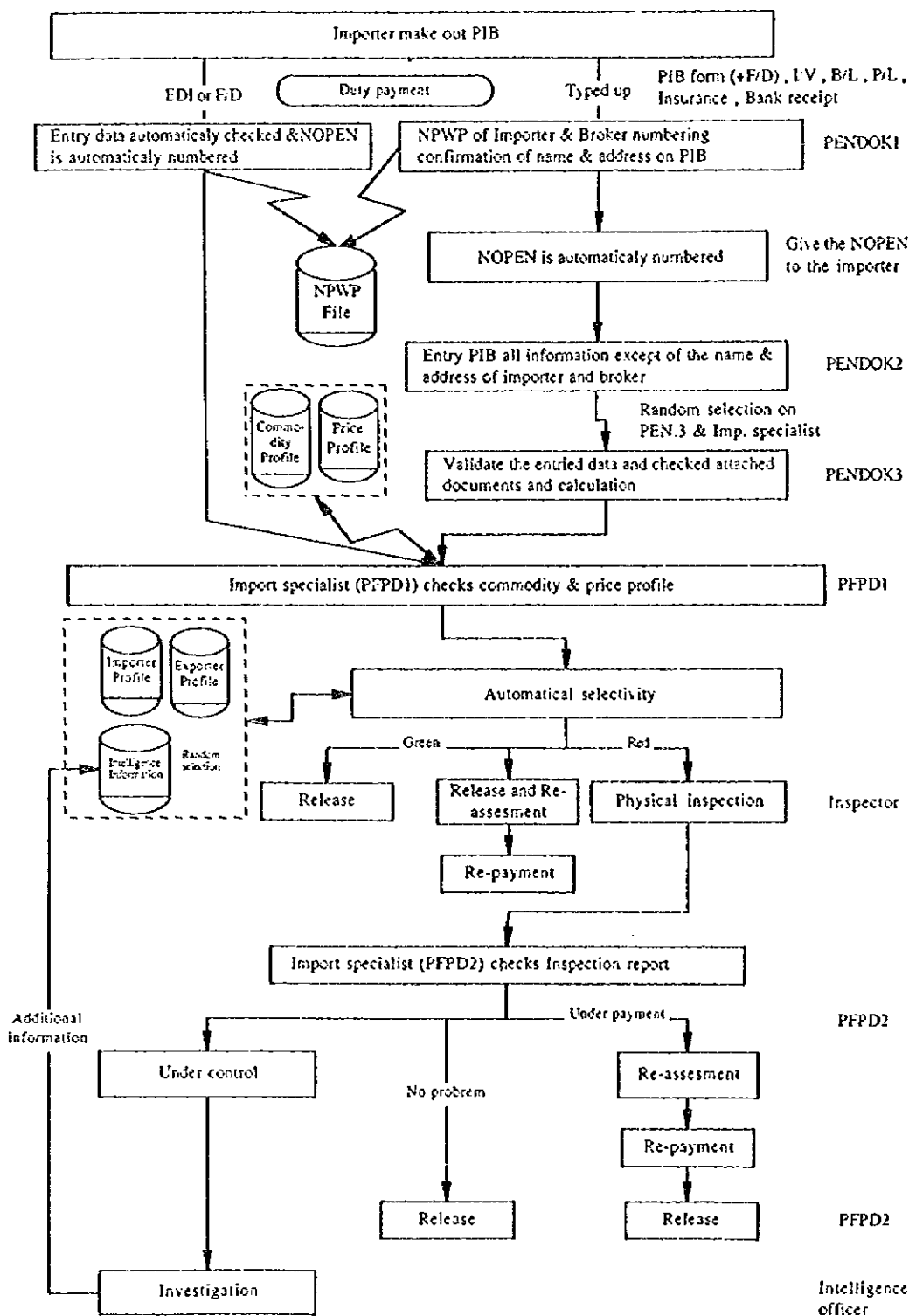


図 2-1 現行手続きのフローチャート

2-2 税関システムの概要

2-2-1 税関手続きEDI化について

(1) ユーザー

「イ」国の税関システムのユーザーとしては、輸入者・通関業者、銀行、船会社・航空会社、税関となっている。税関とユーザー間の情報を電子的にやり取りするために、プロバイダーとして、EDIインドネシア（会社名）がインドサット（会社名）の大型コンピュータを使用して業務を行っている。ユーザーは申告情報等をEDIインドネシアに送信し税関は逐次同社の使用するコンピュータにアクセスし必要情報を入手または送信する方法が採用されている。

(2) ユーザー別利用方法

ユーザー別利用方法は以下のとおりである。なお、現状ではEDIの利用率は数%にすぎない点は注意しなければならない。

1) 船会社・航空会社

まず、船会社及び航空会社は、船舶及び航空機の入港予定を税関にEDIにより提出し、これを受けて税関は受理証明をEDIにより発行し、この受理証明が貨物船卸し許可書となる。船舶及び航空機の入港時にはEDIにより積荷目録（マニフェスト）を税関に提出する。

2) 輸入者・通関業者

輸入者または通関業者は、船会社または航空会社からB/LやAWB（Air Way Bill：航空貨物運送状）を入手し、輸出者からのインボイス、その他通関関係書類に基づき課税価格、税額等を計算し、輸入申告書情報をシステムにより作成する。銀行との間で電子的に口座引落の契約を締結している場合は、銀行には関税等の振り込み情報を送信する。その後輸入申告情報を税関に送信し、税関からの輸入許可情報またはレッドレーンに分類されたための検査指定情報が送信されてくるのを待つ。レッドレーンに指定されると輸入者は、輸入申告書及び関係書類をシステムが指定した検査担当官に直ちに提出し、貨物の現品検査を受ける必要がある。輸入許可が送られてきた申告については、輸入許可の日から3日以内に輸入申告書及び関係書類を税関に提出しなければならない。

なお、銀行と電子的口座引落の契約を締結していない輸入者は、輸入申告書を銀行に持ち込み関税等を収める必要がある。

3) 銀行

銀行は、関税その他の輸入税が納付されるとその情報を税関に送付しなければならない。この送付が行われないと、税関のシステムにおいて輸入申告情報と銀行からの情報

の突合作業の際、関税その他の輸入税の未納申告とみなされ輸入が許可されないこととなる。

(3) EDI化のメリット

EDIのメリットとしては、検査指定貨物以外いちいち税関に出向く必要もなく迅速に処理される。申告書は3日以内に提出すればよく、まとめて処理できる。税関としても、業者との接触機会が減少することにより、腐敗防止にも役立つということが考えられる。

図2-2に、データフローに関する全体図を示す。

2-2-2 電算化の現状について

(1) 「イ」国関税消費税総局におけるシステム開発の現状

CISは輸入申告等に関するデータベースのシステムであり、現在、IBM RISC6000を使用し、オラクルを用いて単純なProfileをいくつか試験的に作成している模様である。また、既にStructured Data Base（ファイル設計の意味）についても資料を作成済みであり、データベースの方針はほぼ確定している。

CSSは輸入申告に関する手続システムであり、1988年に独自開発を行って本稼働している。また、1994年にUNIXマシン用にエミュレートされたのち、1997年4月からの新関税法にも対応し、EDI化を含めた改善が施され現在に至っている。しかし、当面の問題として、西暦2000年問題に対応する必要があること、またAFTA(ASEAN Free Trade Area)内において2003年を目標に関税手続の簡素化を実現する必要があることから、システム改善が余儀なくされている。

なお、統計情報を管理するためのシステムとしてオラクルで開発されたSE-11があるが、これは前回調査時と同様に、CSSの要約情報を入力して利用されている。

その結果、CISとCSSの2つのシステムを共通のデータベースであるオラクルに統一する方向で検討中である。

なお、最近のデータ量（輸出入申告件数）の推移を表2-1にまとめた。

表2-1 輸出入申告件数の推移

	1991	1992	1993	1994	1995
Import Declaration	488,559	565,280	532,926	762,465	638,190
Export Declaration	473,737	561,401	734,883	742,194	789,663

現行システムデータフロー概要図

(1997年4月1日現在)

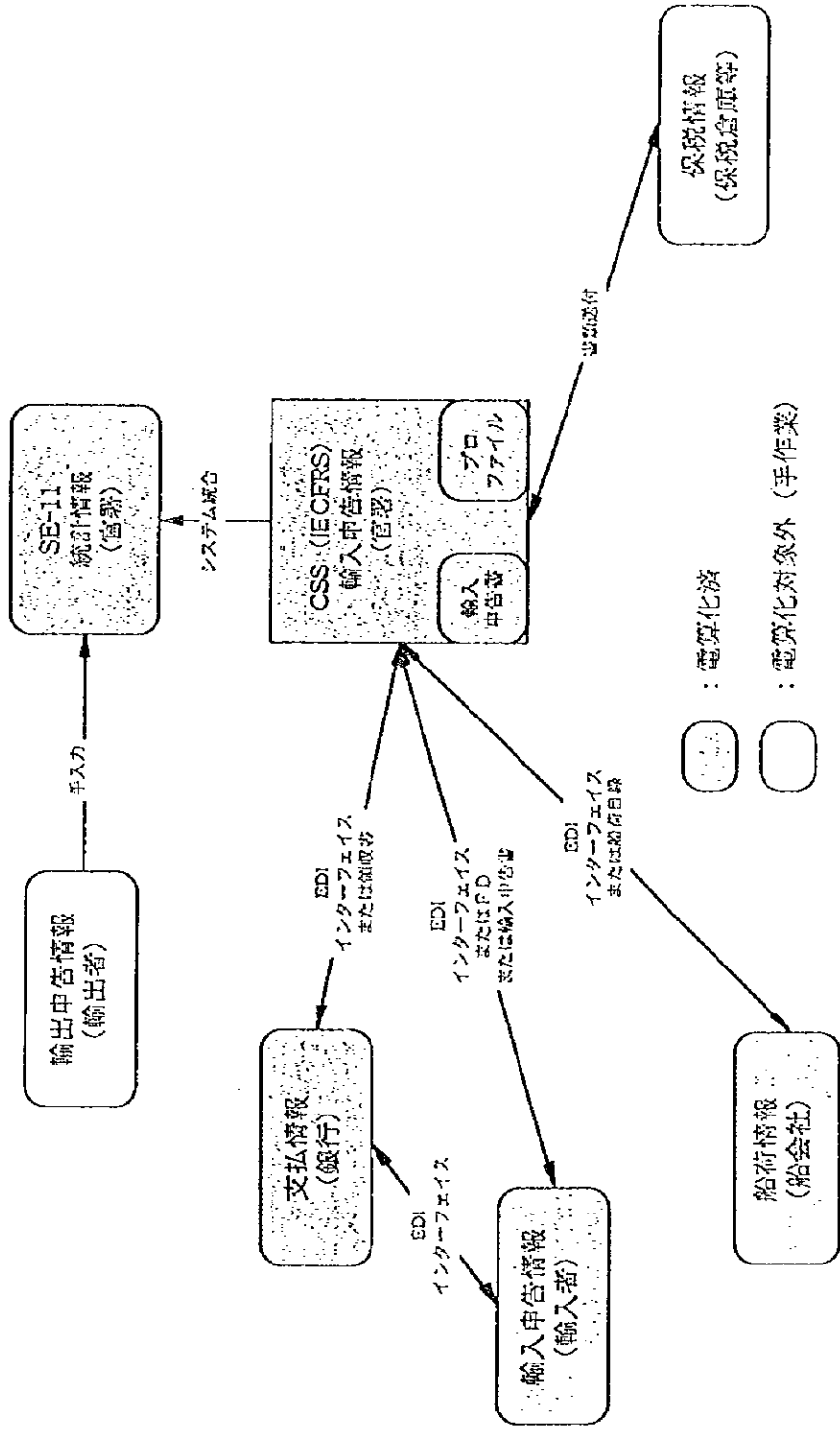


図 2-2 現行システムデータフロー概要図

(2) 「イ」国におけるシステム開発の現状

通信インフラ整備が遅れているため、いままで大規模なシステム開発は行われていない。近時、ジャカルタ周辺の通信インフラが整備されつつあるので、それに伴いシステム開発も活性化し始めている。

情報技術関係の書籍については、日本語と英語の違いはあるにしても、ほぼ日本と同じものが書店には陳列されており、中にはパソコンのアプリケーション関係の入門書、SQL等の開発用言語やD/B（データベース）構築に関する専門書などに関し、インドネシア語で解説されているものもある。

プログラマー、SEの数は情報産業協会もなく、「イ」国全体の人数は不明である。その中で、要件を定義し、それを設計ベースにおとせる能力のあるSystem Analystは少ない。

「イ」国関税消費税総局が推奨するORACLE(Oracle 7)については、国内約300カ所で使われており、開発ツールであるDESIGNER 2000及びDEVELOPER 2000は約25カ所で使われている。また、SAP、LOTUS NOTESなども使用実績がある。なお、新バージョンのOracle 8は1997年6月に世界規模で出荷されているが、「イ」国に関しては、およそ4カ月遅れで使用可能になる予定である。

2-2-3 システムフローについて

CISについては、単純なD/Bであり、当面は関税消費税総局と地区税関本関が監視や事後調査のために利用するものであり、その間でのネットワークを考慮すればよく、特に複雑な流れはないと思われる。したがって、関税消費税総局(Head Quarter)のSDI(Sub-Directorate of Intelligence)、地区税関本関(Regional Office)のDPI(Division of Prevention and Investigation)、支署(Inspection Office)のINTOP(Section of Intelligence and Operation)でマネジメントする予定である。しかし、将来的にはWANの導入により、4段階でネットワークの拡張を図りたい意向があるようである。

CSSについては、1997年4月以降は、5つのテーマのもとにシステム化が図られる予定である。それは、①手続の簡素化、②ドキュメントの簡素化、③審査に基づく安全性の確保、④申告と徴収の区別、⑤事後調査手続の確立、である。

2-2-4 現行のハードウェア及びソフトウェア

(1) ハードウェア

1) CSSのハードウェア

CSSのハードウェアとして「イ」国関税消費税総局が保有しているものは表2-2のとおりである。

表2-2 「イ」国関税消費税総局保有のCSSハードウェア

メーカー名	機種名	タイプ	メモリー	ディスク容量	設置台数	備考
IBM	RISC 6000	58H	128MB	20GB	1台	総局用
IBM	RISC 6000	R20	256MB	26GB	4台	大規模官署用
IBM	RISC 6000	R20	192MB	16GB	2台	大規模官署用
IBM	RISC 6000	C20	96MB	6GB	21台	中規模官署用
HP	HP 9000	E45	64MB	4GB	26台	小規模官署用

なお、その外にメインフレームとしてIBM3090--S10 (RAM32MB、DASD56GB)を関税消費税総局内に保有している。

2) 開発に用いているハードウェア

また表2-2のうち、関税消費税総局用として保有しているIBM RISC6000及びHP 9000が、現状開発用及び教育用に利用されている。

(2) ソフトウェア

1) CSSのソフトウェア

CSSは、当初、1988年にオフコン上のCOBOL言語によって構築されたシステムである。これを1994年からUNIXマシンであるIBM RISC6000を用いて動かしている。そこで使用されるOS (基本ソフト) は、UNIX (Aix 3.2.5) である。そのため、COBOL (オフコン) をOPEN/36というエミュレータによって、エミュレーションしている。

2) CISのソフトウェア

CISに関しては、試験的にOracle Data Baseを用いて幾つかのProfileを作成している。

3) その他のソフトウェア

統計情報のシステムとして、SE-11がある。これは、Oracle Data Baseを用いて構築されている

また、EDIのインターフェイス用にATLASを利用している。他に大きなInspection Office

では、Network Management用にNet Viewを用いている。

さらに、現状では開発に利用していないが、Windows 95も保有している。

2-2-5 税関業務運営体制

現行の組織図、及び税関業務におけるCISの位置づけを図2-3～6に示す。

2-3 税関システムに関する問題点と改善方向

(1) 税関保有情報の有効活用の問題点と改善方向

「イ」国関税消費税総局においては密輸取締等の情報は基本的に台帳で管理しているため、各種情報照会、情報検索能力に限界が見られ、また、情報が全国一元管理されているとは限らない状況となっている。

この問題点を改善するためには、我が国の関税消費税総局において導入されているようなコンピュータによるD/B(=CIS)を導入することにより、以下のような改善効果が考えられるためCISを「イ」国にも導入し、「イ」国関税消費税総局の情報管理技法の向上を図るべきである。

- ① 過去の検査実績や輸入申告情報等を照会することによって、通関部門における審査に当たって、申告の適否を的確に把握できる。
- ② 全国一元管理のD/Bによる、他官署情報の活用
- ③ 事後調査支援D/Bとしても位置づけることにより事後調査事務の効率化等

(2) システム開発・管理上の問題点と改善方向

1) ハードウェア管理

CSSのような通関手続業務を処理するシステムは日本の通関情報処理システム(Nippon Automated Cargo Clearance System:NACCS)と同様にミッションクリティカルなシステムであり、システムダウンは輸入に関する物流を阻害することとなる。したがって、センターハードウェアのCPU使用率、メモリー使用率、ハードディスク使用率等のデータを定期的に取得しハードウェアの管理を行う必要がある。

しかし、現状、「イ」国関税消費税総局においては上記各使用率等のデータ取得に基づくハードウェア性能管理は全くなされておらず、増加する輸入申告件数に対して現行ハードウェアでいつまで耐え得るか予測されていないのが現状である。

一方、CISは基本的には輸入申告、密輸情報等に係るD/Bであるため管理するデータ量は日々刻々増大することが予測され、また、CSSに関しても輸入申告数の増加、EDI処理の増加等によりCPUに係る負荷は今後増大することが予想される。

CUSTOM AND EXCISE REGIONAL OFFICE

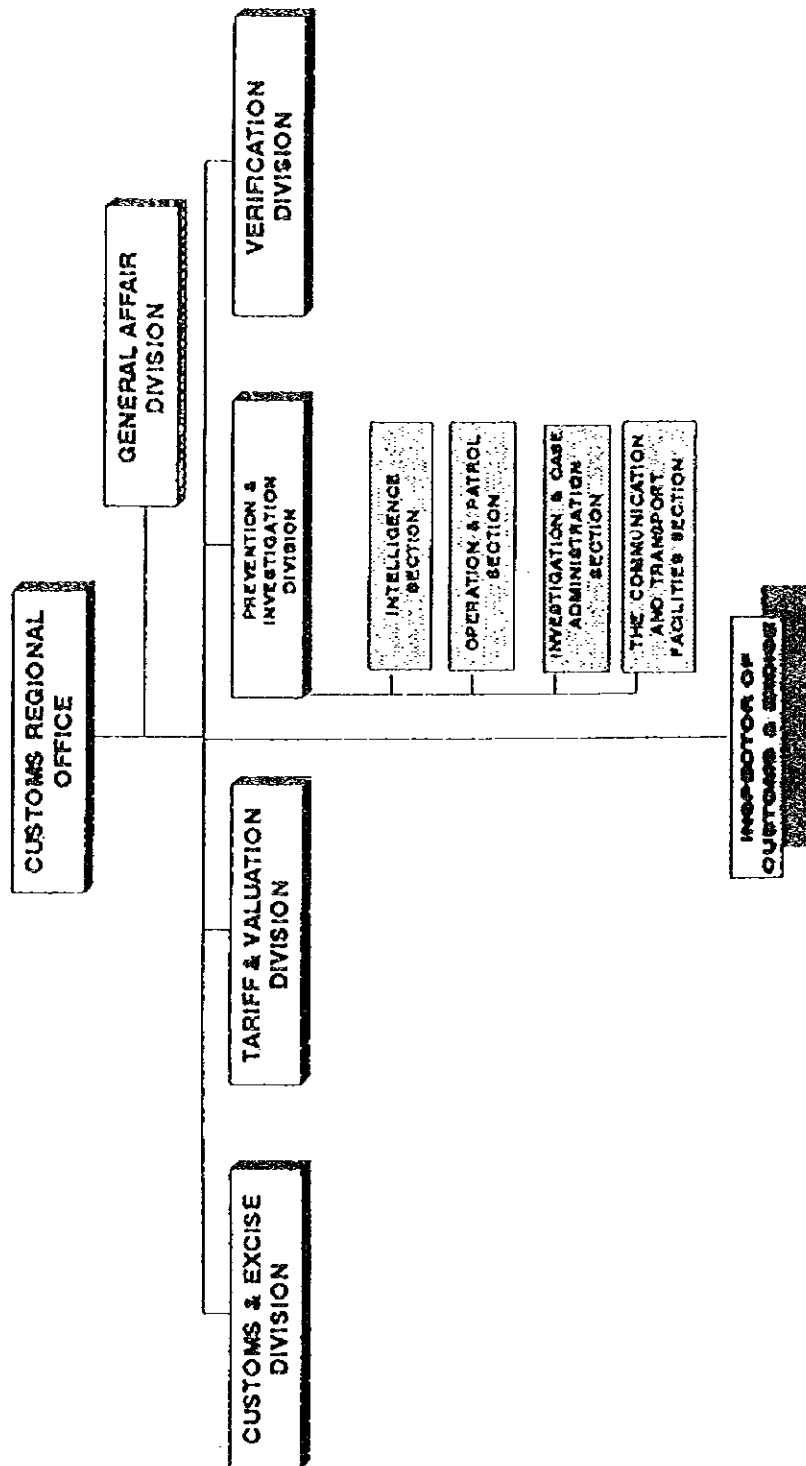


図 2-3 関税消費税 官署の組織図

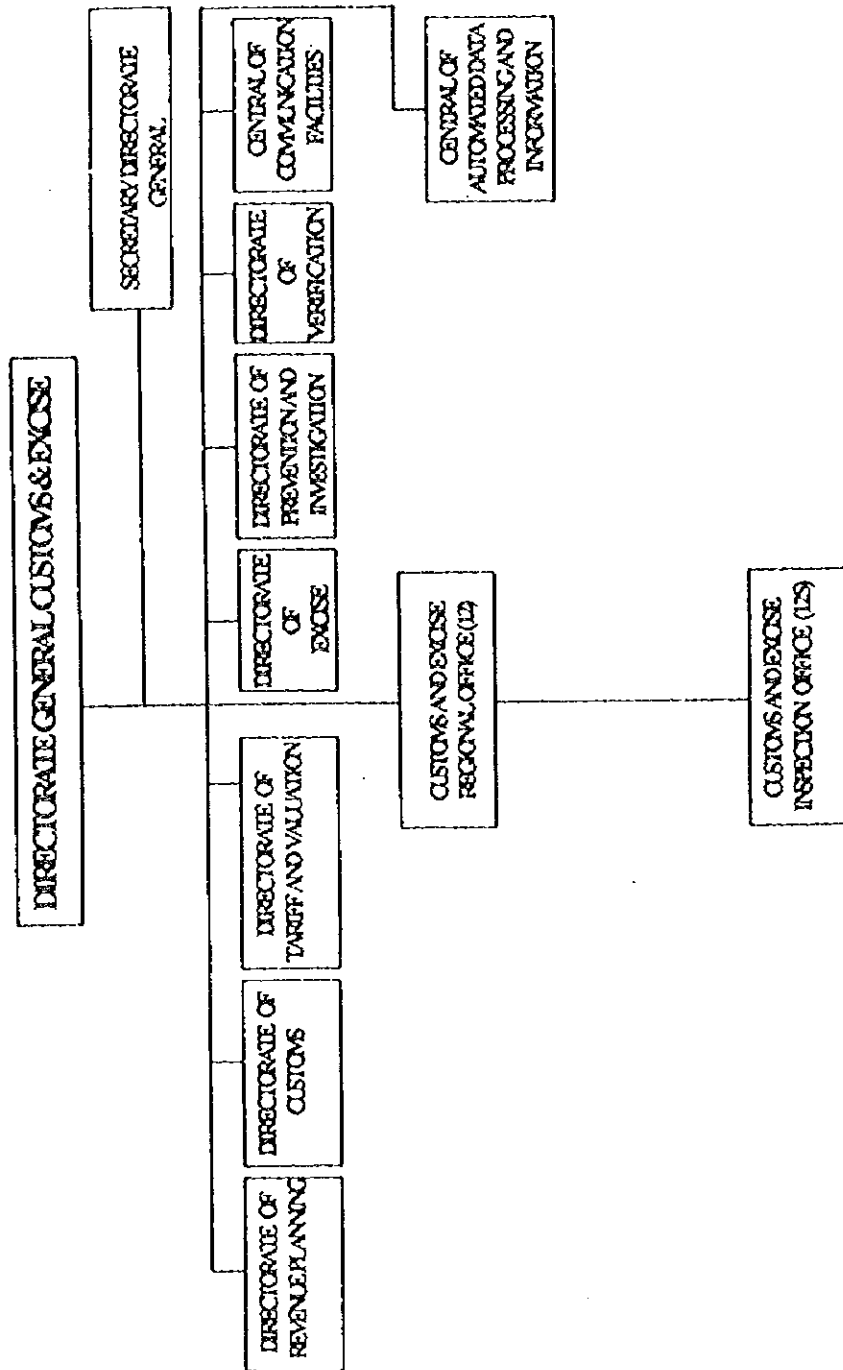


図 2-4 関税消費税 総局の機構図

DIRECTORATE OF PREVENTION AND INVESTIGATION
ORGANIZATIONAL STRUCTURE

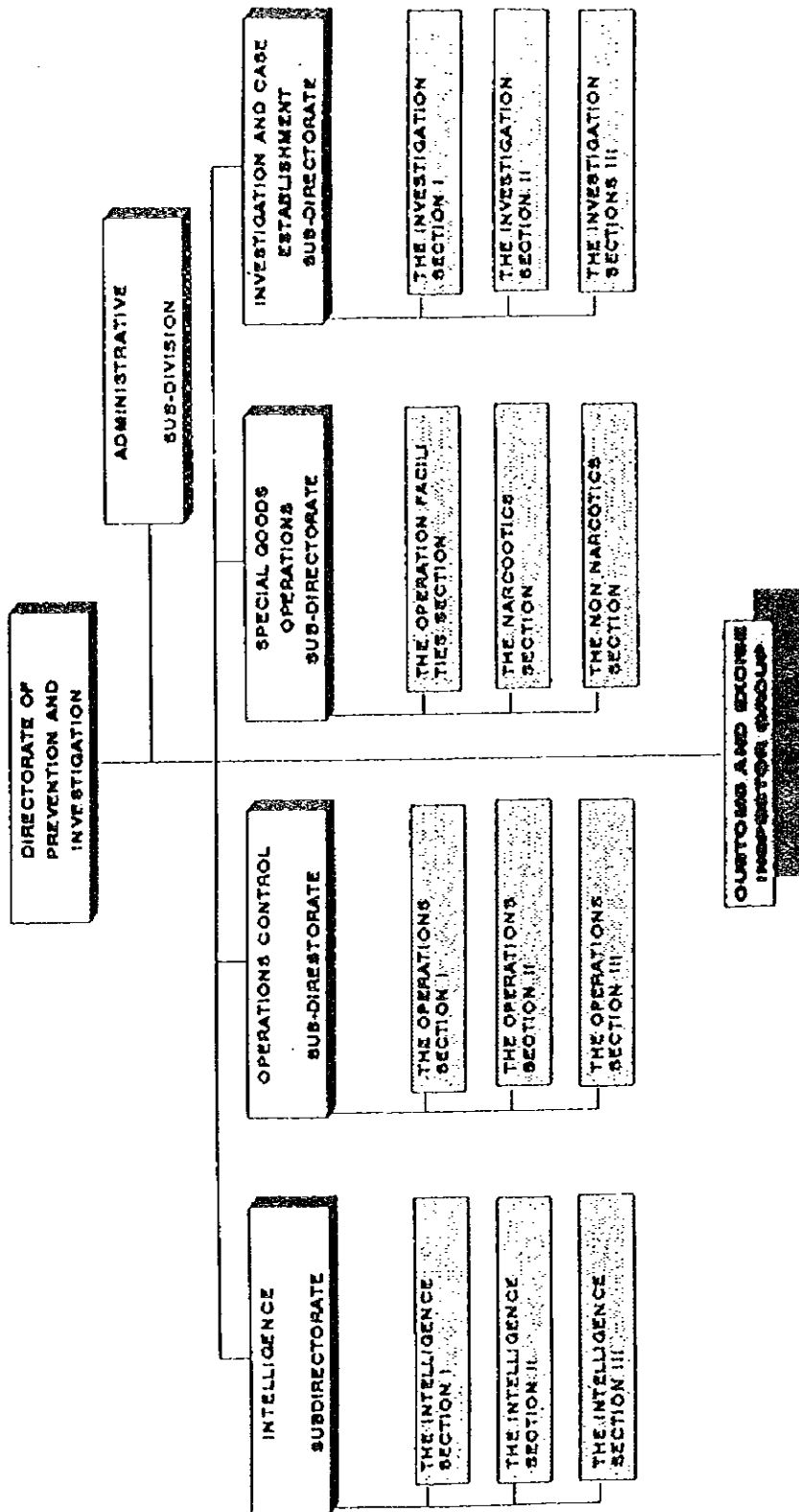


图 2—5 関税消費税 取締審査局組織図

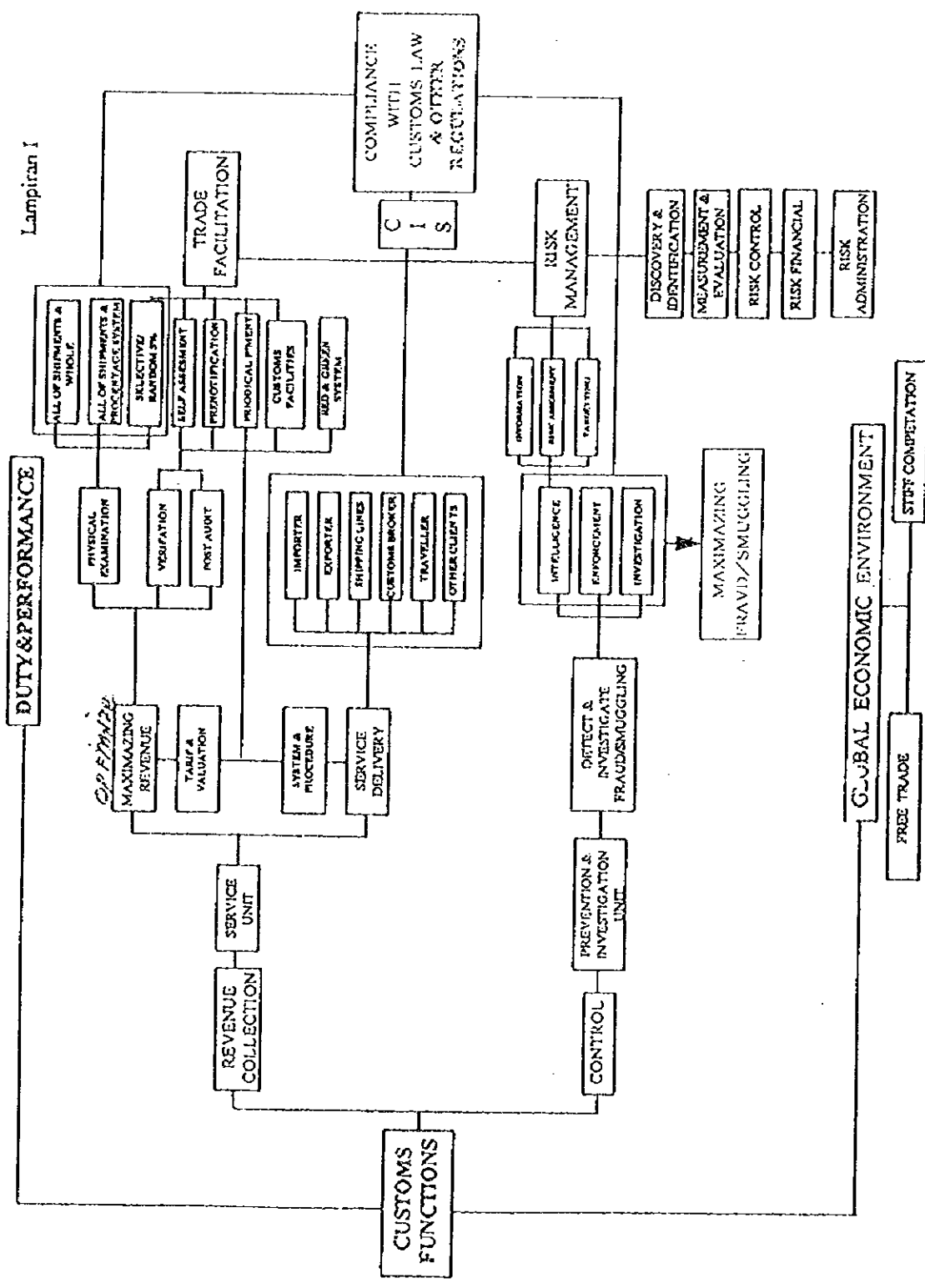


图 2-6 税関業務概念図

本開発調査の対象であるCISとCSSは税関業務運営の要としての電算システムであるためシステムの安定的稼働は必須であり、安定的稼働を継続するためには現在行っていない（行う必要性を感じていない）各ハードウェアの性能管理を定期的に行う環境整備（意識改革）を行う必要がある。

2) ソフトウェア開発・管理

① ドキュメントの不整備

1988年に構築された現行CSSのプログラムは法令改正による手続変更、ホストコンピュータの変更等に対応するため構築後累次の変更を加えられている。構築時には現地コンサルタントの協力を得たため仕様に関するドキュメントも若干残存はしているが、累次の変更は基本的に「イ」国関税消費税総局が自ら作業を行ったため変更内容に関してのドキュメント（基本設計書、詳細設計書、運用説明書等）整備が疎かになった結果、プログラム変更時だけでなく日々のメンテナンスにも支障が生じている。

したがって、「イ」国関税消費税総局において今後ともシステム開発・運用・管理するためには、ドキュメントを整備するとともに近代的なシステム開発技法を導入し開発することが必要である。

② 開発における計画性の欠如

CSSは1997年4月の新関税法の施行、EDIの導入に伴い大きなプログラム改変を行ったが、直前に迫っている2000年問題やUN/EDIFACTへの対応等、本来今次プログラム改変で対応すべき諸問題が未対応のままであり、プログラムの大幅改変後直ちに改変を行う必要が生じてきている。また、上記のドキュメントの不整備に伴い、プログラム改変作業効率が悪く、限られた人員での対応に限界があったためとも考えられるが、将来必要となるプログラム改変事項等の計画管理も欠如しているものと思われる。

したがって、本開発調査において「イ」国関税消費税総局のシステムに関する問題点を定期的に整理しプログラム改変を計画的に行えるような管理技法を導入すべきである。

(3) 人材の問題点と改善方向

CSSのプログラム改変にあたっては基本的に「イ」国関税消費税総局の職員30名程度のみで作業を行っている。その内10人が新人、2人がSystem Analyst、1人がCommunication Specialist、経験年数はCOBOL 6年、SQL 2年である。上記のドキュメントの不整備等によりCSSのノウハウは各職員個人のノウハウとなってしまったため、当該職員は電算担当部門専担となる人事の硬直化が生じており、当該職員の知識・能力に見合ったシステム

開発を続けることとなっている。なお、英語のわかる者は約半数である。

また、昨今のプログラム言語・プログラミング技法の発展に伴う最新の技術動向を把握し習得している職員は限られており、本開発調査においてOracleを用いるCIS開発においては「イ」国税関職員のみでは対応は困難である。

一方、税関業務・手続の特殊性からプログラム開発・改変を全て外注することは不可能であり、また、外注するとしても外部コンサルタントの作業を管理監督する必要があることからシステム開発内容を理解でき、管理監督できる職員を育成することは不可欠である。

したがって、本開発調査においては最新技術の導入及び開発効率向上のために外部コンサルタントを利用し、「イ」国税関職員に対しても最新技術及び管理監督方法を習得することが重要である。

(4) その他の問題点及び改善の方向性

CISについては、ネットワークを段階的に広げていく方針があるので、回線事情の改善との関係を考慮しておく必要がある。また、将来的なWANによるネットワーク化が実現されたときのことを考慮した上で、柔軟なシステム作りの観点から開発構想計画を立案することが望まれる。

CSSについては、1997年4月より新関税法のもとに新CFRSとしてのCSSがスタートしているが、設計書等が実在しないので、桁数不足等の問題を回避するには、すべてのプログラムをチェックすることになる。結果的に改善ではなく、作り直しの方が安く、早く、良質のものを提供できると思われる。この場合に大切なのは、「イ」国税関消費税総局の理解が必要である。即ち、CISと同一の設計手法、同一のD/Bの選択、利用可能な最善のパッケージの評価を行うことが、安く、早く、高品質なシステム構築を実現できるということである。上記の観点から、本格調査においてはシステム化の範囲を明らかにし、予算見積を行う必要がある。

第3章 現地システムエンジニア及び資機材等調達先

3-1 システムエンジニア等に係る現地再委託先

1997年8月11日から8月12日にかけて、FUJITSU社、NUSANTARA SYSTEMS INTERNATIONAL社、INFORMATICS OASE社、IBM社、ORACLE社の5つの会社について、代表者及び担当者とヒアリングを行った。

ヒアリングの結果、FUJITSU社とIBM社を除くと、今回のプロジェクトに必要とされる上級のシステムエンジニアの人数については、各社とも5～6名の人数しか提示できなかった。本格調査においては、10名程度の上級のシステムエンジニアが必要とされるため、再委託先はかなり限定されるものと予想される。

3-2 現地傭人費

タイピストについては、専門の派遣会社(Transmitra)があり、そちらに問い合わせたところ、最低契約時間が2時間以上と定められているが、日本よりは低い価格レベルで、かつ好条件である。

3-3 現地機材購入・リース費

リースについても実績があるが、旧式の物しかないというのが現状であり、本格調査においては使用に耐え得るハードウェア等のリース調達は困難と思われるため、今回のプロジェクトに関しては、リースを考慮外とするのが現実的である。

H/W、S/Wの値段については、漢字対応等の日本語化のため、機能的には日本の方が高いはずである。しかし世界中で日々値下がりしているもので、ジャカルタ、コタ地区の電気街をみる限り、少し高めか、ほぼ同じという印象がある。

パソコンについては、2社(Indosat、Pernadi Wiraperkasa)に関税消費税総局を経由して見積を依頼したところ、日本よりやや高め(2割増し程度)と推定される。

なお、ノート型パソコンはインドネシア国(以下「イ」国)においては非常に高価であり、デスクトップ型の倍の値段と想定される。

3-4 ハードウェア及びソフトウェア等調達先

紹介を受けたソフトウェアハウス等について以下に整理した。

(1) IBM

「イ」国で30年以上の経験がある。資本関係は複雑であるが他の国のIBMと全く同じやり方である。特に政府、公共、石油関係に強い。

Contact person : Benny Hartawan,business executive Government Industry

Location : PT Usaha sistim Informasi Jaya,the Landmark Center 1,Jl.Jend.

Sudirman No.1 Jakarta 12910.

Phone : 62-21-251-2922 (代表) ,62-21-523-8673(Direct)

Fax : 62-21-251-2933

Internet : bhartawan@vnet.ibm.com

Number of SE / programmer : 250

(2) 富士通システムズインドネシア

同社の海外戦略の一端を担っている。日本では販売されていないソフトウェアパッケージによる開発を行うケースが50%、現地でソフトウェア開発するケースが25%、日本で作成したシステムを手直しするケースが25%である。

Contact person : 宿輪 幹也、president Director

Location : PT FUJITSU SYSTEMS (INDONESIA),Jl. CidengTimur No. 55, Jakarta 10150

Phone : 021-344-2601 (代表)

Fax : 021-344-2593

Number of SE / programmer : 30

(3) NSI (Nusantara Systems International)

セコム系であり、GIS、CAD/CAM、SQL WINDOWSを主に商売している。

Contact person : Tatsuya Izumida, President Director

Location : Wisma bisnis Indonesia, 14th Floor Jl. Let. Jend. S. Parman Kav. 12, Jakarta - 11480

Phone : 62-21-530-7222 (代表)

Fax : 62-21-530-7223

Number of SE / programmer : 30

(4) P. T. INFORMATICS O・A・S・E

共栄生命も出資している。生命保険、銀行の適用業務が主である。

Contact person : Mamoru Owada, Vice President

Location : Wisma Kyoei Prince 8th Floor, Jl. Jend. Sudirman Kav. 3-4, Jakarta 10220

Phone : 62-21-572-4055

Fax : 62-21-572-4062

Number of SE / programmer : 30

(5) ORACLE

販売特約店である。研修コース開設とワークショップ(Annual Technical Service)によるトラブル対応が主である。

Contact person : Johan Setiawan, Business Aliances Manager

Location : Wisma Kyoei, 13th Floor, Jl. Jend. sudirman Kev. 3, Jakarta 10220

Phone : 62-21-572-4221

Fax : 62-21-572-4233

Mobile : 081-690-0613

Internet : jsetiaw@id.oracle.com <http://www.oracle.com>

Number of SE / programmer : なし

また、ORACLE社から紹介された会社4社を以下に記す。これらはORACLE社とパートナーシップを結んでいる会社であり、実際のヒアリングは行っていない。

1) Dinamika Cipta Widya

System Integrator Company

Contact person : Berlian T. P. Siagian, Ph. D. , Managing Partner

Location : Jl. Kendal No. 20, Menteng Jakarta 10310

Phone : 390-7677

Fax : 390-7681

Number of SE / programmer : 10

2) PT Perkasa Asia Utama

System Integrator Company

Contact person : Tan Gwan An, Senior Partner

Location : Kompleks Griya Inti Sentosa Jl. Griya Agung No. 33, Jakarta 14350

Phone : 640-1552

Fax : 640-1553

Number of SE / programmer : 5

3) PT Arzak Dian Kobar

System Integrator Company

Contact person : Ir. Sadar Suhagyo, Director

Location : Gedung JCD 1st Floor Jl. K. H. Wahid Hasyim No. 27 Jakarta 10340

Phone : 315-2740

Fax : 390-7373

Number of SE / programmer : 5

4) PT Infotimur Sistimatama

System Integrator Company

Contact person : Rajat Sagar, Vice President

Location : ASPAC Kuningan 305 Jl. HR. Rasuna Said Kav. X-2/4 Jakarta 12950

Phone : 522-8775 or 522-8780

Fax : 522-8824

Number of SE / programmer : 5 -10

第4章 本格調査の方針

4-1 調査の目的と実施方針

4-1-1 本格調査の目的

前記第2章、2-1で述べたとおりインドネシア国（以下「イ」国）における税関システムには各種の問題が含まれており、当該問題を解決することが本格調査の目的である。

なお、「イ」国の税関システムを改善することは、「イ」国における輸出入通関の迅速性、適正性、透明性を高めることとなり、多数の本邦系企業が「イ」国に進出していること等を鑑みると我が国にとっても経済便益が多分にあるものと思われ、本格調査初期段階において経済便益を調査することも調査の目的と考えられる。

また、本格調査の対象の1つであるCISに関する調査については麻薬類等の社会悪物品取り締りに資するものであり、これにより日本に不正輸出される社会悪物品が減少すれば我が国国民の健康と安全を守ることに貢献することとなる。

4-1-2 我が国の技術協力の可能性

一般的にいつて我が国のシステム開発技術、システム運用管理技術は世界的に見てもトップクラスであるといわれる。前記第2章、2-1で述べたとおり「イ」国税関当局においてはシステム開発技術、システム運用管理技術の不足による問題が生じており、我が国の技術協力は「イ」国税関当局が抱える諸問題の解決に資するものである。

CISに関しては、我が国税関当局には1991年に導入されているため、既に6年間の経験があり、密輸取締等の税関業務の特殊性を鑑みると我が国税関当局による技術協力は「イ」国税関当局にとって大変有用と考えられる。さらに、1997年4月の新関税法の施行により「イ」国に導入された事後調査（輸入許可後にその輸入申告の内容の適否につき、輸入者等に質問し、またはその貨物についての帳簿書類を立入調査すること）の制度に関して我が国においては輸入者別に輸入実績を管理するCISは大変有用であり、不可欠なシステムである。「イ」国税関当局が全く事後調査のノウハウがないことを鑑みると、事後調査のためのCISのあり方、CISを利用した有効な事後調査手法等も我が国の税関当局により行われるべきと思慮される。

4-2 調査の内容

(1) CISについて

1) Phase I：CIS構築のための基本検討

事前調査団は事前調査において、既に「イ」国税関当局監視局が中心となり「Cus-toms

Intelligence database System, July 1997]なる「イ」国税関当局が望んでいるCISの基本概念を整理したレポートを作成したことを確認した。また、本レポートが監視取り締り関係を中心に記載されているため通関・事後調査関係についても担当部局が中心となり、本格調査開始時までに類似のレポートの作成を調査団から依頼し、先方は作成を承諾しているところである。

したがって、「イ」国税関当局のCISに関する要求を整理整頓するために、Phase Iの初期段階においてはこれらのレポートに関して本格調査関係者間で共通の認識を持つため、各カウンターパートに細部にわたり内容を確認することが必要である。

その後CISに関する基本検討においては、基本設計につながるようなドキュメント（業務フロー、システム構成図、Softwareパッケージ評価表、開発体制、スケジュール等）を英語で作成し、「イ」国税関当局と内容を確認しておく。

なお、本格調査においてはシステム開発効率の向上のため近年の設計用ツール（例えばOracle Designer 2000）を用いることも考えられるが、これらの設計用ツールを用いれば基本設計と詳細設計の区別が明確とならない。一方、本格調査以降の費用手当てのため、本格調査において遂行される調査範囲を明確にして欲しい旨（詳細設計までを「イ」国税関当局は希望）の要望が「イ」国税関当局からあがることも考えられるため、基本検討終了時点で本格調査が詳細設計までを含むか否かをP/Rに明示する必要がある。明示する際には事前に「イ」国税関当局の理解を得ておくことが必要となることから調査範囲を明確にする資料を「イ」国税関当局に提出し協議する。

2) 開発規模と費用の見積、財政・経済分析

上記基本検討の段階で、CISのシステム化の範囲を調査し、開発規模を確定する。当該規模に応じて基本設計以降の作業を想定し、JICAの開発調査によって賄われる費用、及びJICA開発調査以降「イ」国側で負担すべき費用について試算する。費用については、直接費としての人件費、機材費の他、消耗品費や水道光熱費等の全ての間接費を含むものとする。また、導入以降の運用コストやメンテナンスコスト等についても、導入以降の運用体制をもとに想定する。

また、CIS導入に伴う財政・経済効果の分析を行い、今回のシステム化による費用対効果分析を行う。分析にあたっては、「イ」国内のみならず、世界貿易の観点からも分析調査を行うとともに、関連する輸入者、船会社、銀行等への波及効果についても検討する。また、分析調査結果については定性的分析と定量的分析の双方の観点からまとめる必要がある。

3) Phase II：システム設計

Phase Iで行ったCISの基本検討の結果に基づき設計を行う。設計にあたっては技術

移転の目的に照らしたうえで、網羅性、完全性、秩序性、明瞭性、整合性等を勘案しつつ、英語にて設計書を作成する。なお、事前調査時に判明した「イ」国税関当局の要望に添うためには、詳細設計書までを作成することを努力目標とする。したがって、設計書に含まれるべき内容として以下に記す。

① 基本設計書

- ・ システムの目的、範囲
- ・ システム概要図
- ・ 入出力等の設計方針
- ・ 画面・帳票・ファイル一覧 等

② その他に詳細設計書

- ・ 共通仕様
 - ・ 画面仕様
 - ・ 帳票仕様
 - ・ データベース仕様
 - ・ 開発計画
 - ・ テスト計画
 - ・ データ移行スケジュール
 - ・ 運用スケジュール 等
- を含むものとする。

(2) CSSについて

1) Phase I : CSS再構築に関する規模見積

CSS再構築のためには現状を正確に把握する必要があるため、1997年4月に改善された現行のCSSについて、現状分析を行う。現状分析にあたっては、前述のとおり設計書等のドキュメント類が存在しないので、まず、「インドネシア税関電算化短期派遣専門家報告書(1996/12/27)」等を利用して全体の業務フローを確認する。そのうえで、画面のハードコピーや出力帳票を入手し、入出力データの内容を確認し、現状どのような機能が存在しているか確認していく。また、関税消費税総局内にはCSSに関してテスト環境が存在するため、カウンターパート立ち会いのもと、テストデータを処理し確認することも有用である。

これらの結果をまとめ、画面と帳票の数をもとにFunction Point等を算定し、開発規模(工程見積)の試算作業を行う。今回の技術移転の観点から、このようなFunction Point法等に基づく工程見積技法を行うことは重要なことである。

2) Phase II：費用の見積、財政・経済分析

CISと同様にCSS導入に伴う財政・経済効果の分析を行い、今回のシステム化による費用対効果分析を行う。分析にあたっては、「イ」国内のみならず、世界貿易の観点からも分析調査を行うとともに、関連する輸入者、船会社、銀行等への波及効果についても検討する。また、分析調査結果については定性的分析と定量的分析の双方の観点からまとめる必要がある。

4-3 実施方法

本格調査の実施方法としては以下の方法が考えられる。

(1) 「イ」国関税消費税総局内の実施体制確立

システム開発に当たっては、利用者の要望を明確にしシステム開発担当者が明確に把握する必要がある。CIS、CSSとも利用者は「イ」国税関職員であるため、利用者の要望を明確にするためには税関当局内にシステムに対する要望を組織として決定する体制が必要となってくる。

上記体制に関しては税関当局内にSteering Committee、及びTechnical Committeeが既に設立されていることが事前調査において確認されていることから（資料編2参照）本格調査においてはレベルに応じて両Committeeをカウンターパートとし、調査を進めていくこととする。

(2) 我が国コンサルタント派遣

上述のとおりシステム開発・管理技法に関して「イ」国は技術援助を求めていることから、我が国のシステム開発・管理技法に長けたコンサルタントを派遣し、カウンターパートである「イ」国税関当局職員のレベルに応じシステム開発・管理技法の技術移転を行うこととする。

(3) 我が国税関当局からの技術援助

第4章、4-1-2で述べたとおりCIS開発に際してはCISが取り扱うデータの特異性、税関業務の特異性から民間コンサルタント以外に我が国税関当局から専門家を派遣し、適宜Committee等に対し技術移転を行うこととする。

(4) 現地コンサルタントの協力

以下の短期的・長期的視点から本格調査開始時点より現地コンサルタントを参加させる

こととする。

- 1) 短期的には、本格調査以降稼働開始までにCIS、CSSに関するプログラミング、試験等の必要な各種作業を技術移転先カウンターパートである「イ」国税関職員のみで行うことは1年弱の本格調査期間内での技術移転のみでは困難である。したがって、本格調査開始時点からハードウェア、ソフトウェアに関して一定の知識を持った現地コンサルタントを本格調査の一員として組み入れ、我が国コンサルタントから適切な技術援助を同時に行い、本格調査以降稼働開始までの各種作業を「イ」国税関職員と協力して行うこととする。
- 2) 一方長期的には、CISのような情報データベースは構築後利用者から適宜仕様変更要求が起り得るものであり、また、CSSのような手続処理システムは法令改正に伴う手続変更等により構築後適宜仕様変更を行わなければならないものである。それらの対応は基本的には本格調査における技術移転先、カウンターパートである「イ」国税関職員が行うこととなるが、ハードウェア及びソフトウェアに関するより専門的な技術側面からの援助が将来必ず必要となる。したがって、両システム稼働開始後も継続的に「イ」国税関当局に協力可能な現地コンサルタントを本格調査開始時点から参加させることとする。

4-4 調査の実施体制とスケジュール

(1) 実施体制

本格調査における実施体制については、カウンターパートのレベルに応じた技術移転の観点や、効率的なシステム調査遂行のために、プロジェクトマネージャーのもとに幾つかのチームを編成し、各チームリーダーがチームごとの作業をまとめる形式が望ましい。

各チームは日本からのコンサルタント、「イ」国税関当局職員（電算部門及び利用者部門から各1名以上）及び「イ」国コンサルタントで構成し技術移転が行われやすい体制で調査にあたる（図4-1参照）。

なお、我が国税関当局から派遣される短期専門家は図4-1のとおりSteering Committeeや各チームに対し適宜アドバイスできる立場とする。

日本のコンサルタントの資質については、表4-1のようにまとめられる。

< DRAFT >
 IMAGE PLAN OF ORGANIZATION CHART FOR THE STUDY OF IMPROVEMENT OF CUSTOMS' SYSTEM IN INDONESIA

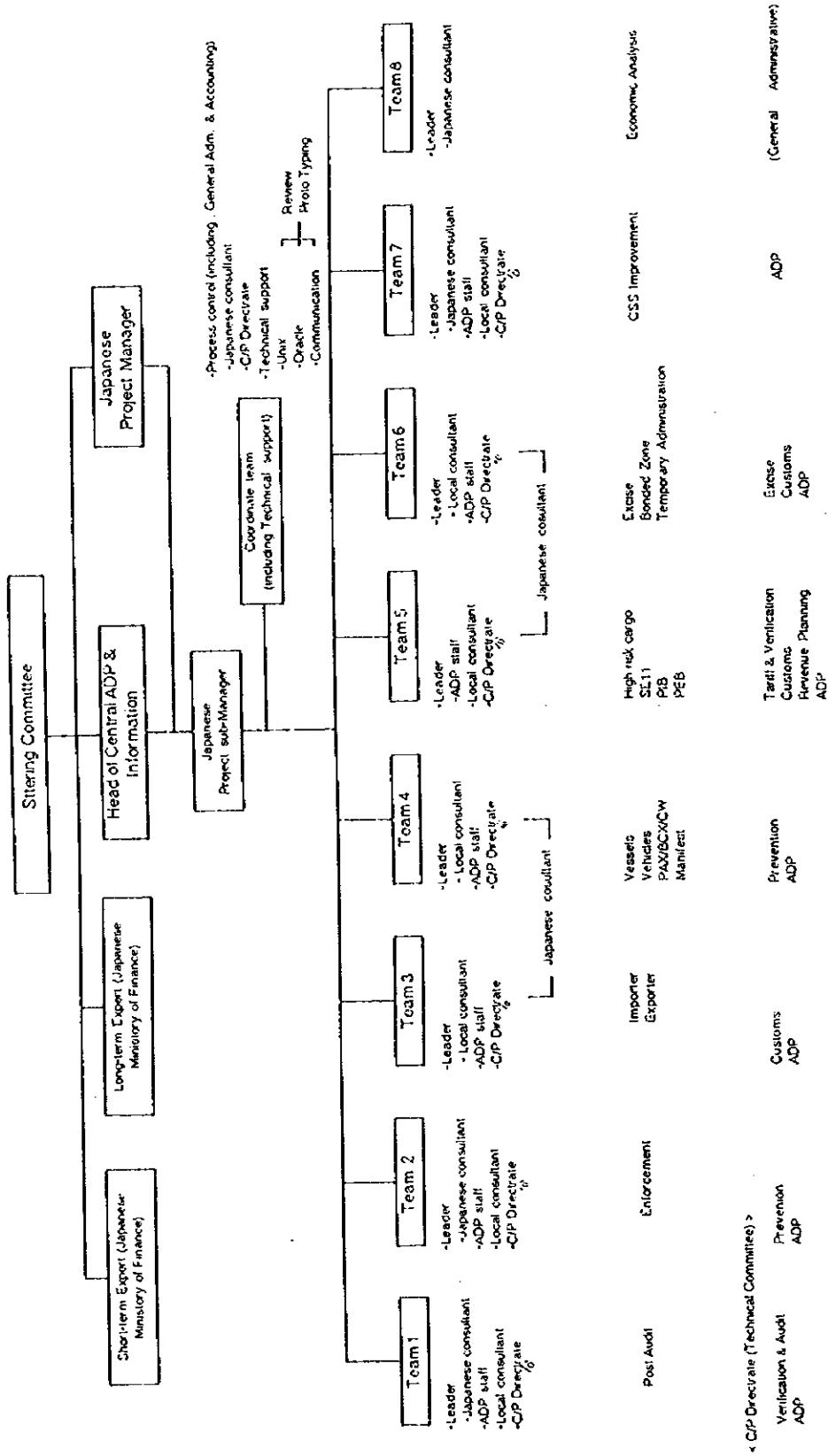


図 4 - 1 本格調査実施体制 (案)

表4-1 日本のコンサルタント（SE）に求められる一般的経験

名称	要求される資質の内容
Project Manager	ソフトウェア開発の経験が10年以上で、うち5年以上は管理職として寄与した経験のある者。海外での経験を有することが望ましい。
Sub-Project Manager	ソフトウェア開発の経験が8年以上で、うち5年以上はプロジェクトのチームリーダーとして寄与した経験のある者。海外での経験を有することが望ましい。
Process Controller	ソフトウェア開発の経験が5年以上で、うち3年以上はプロジェクトのチームリーダーとして寄与した経験のある者。さらに、ソフトウェア開発において、実際に工程管理を行った経験を有する者であること。
UNIX / Oracle Engineer	ソフトウェア開発の経験が3年以上で、実際にUNIX / Oracle を用いて外部設計（基本設計及び詳細設計）と内部設計（プログラム設計以降）を行った経験を有する者であること。
Application Analyst	ソフトウェア開発の経験が5年以上で、要求定義並びに外部設計（基本設計及び詳細設計）を行った経験を3年以上有する者であること。
Economic Analyst	財務経済分析の経験が3年以上で、電算化の効果予測に携わった経験を有する者であること。

（2）スケジュール

「イ」国においては大統領選挙後の大蔵大臣、関税消費税総局長の交代（1998年4月頃）までの現体制において、JICA調査以降の事業化に係る予算措置等の方向づけを確定させ得ることを望んでいる。そのためには予算要求等に必要になるであろうPhase Iの成果物であるP/RやIT/Rの提出時期を大蔵大臣、関税消費税総局長の交代前に完成させる必要があり、Phase Iに必要な期間（2.5カ月）から逆算すると1997年12月には本格調査を開始する必要がある。

4-5 調査実施上の留意点

(1) 守秘義務

CIS、CSSの構築に際しては、「イ」国税関当局におけるD/Bの枠組み、手続の流れを構築するのみである。CISに蓄積される密輸取り締り等に関する機密性がある個別具体的な情報に関しては、CIS構築後に「イ」国税関当局により蓄積・管理することとなる。したがって、初期構築に際して「イ」国税関当局以外の民間コンサルタント等の担当者が個別具体的な情報内容に触れることはありえないのでCIS構築に関する調査実施には特に問題はないと考えられる。

しかし、本格調査が対象としているシステムは密輸取り締り、関税は脱、輸入申告審査ルーチン等の内部データ等を扱うため、我が国でもコンサルタントには厳格な守秘義務を課して開発しているシステムであるため、使用する民間コンサルタントに対しては契約において厳格な守秘義務を課す必要がある。さらに、システム開発に際しては我が国におけるCIS等を使用した密輸取り締り技法等に関しても我が国税関当局から適宜技術協力を行うこととなるため、我が国税関における処理方法等が本格調査を通じて、民間コンサルタントが知ることとならないよう留意する必要がある。

(2) 我が国のコンサルタント能力

本格調査においては、「イ」国税関当局職員及び現地コンサルタントに対しレベルに応じた適切な技術援助を行うことが重要であり、ソフトウェア開発・管理技術等の援助に際しては不可視物が対象となることが多く抽象的な表現を用い技術援助を行う場面が多いことが予測される。また、本格調査においてはシステム開発・管理におけるドキュメント管理に関する技術援助も重要であるため、洗練されたドキュメントを多数作成する必要がある。

したがって、我が国コンサルタントの能力としては、「イ」国関係者よりも電算システムに関する技術力が高いことは当然として、本格調査におけるカウンターパートとの意思疎通、ドキュメントの作成は英語が用いられるため、我が国コンサルタントは十分な英語能力が要求される。

また、本格調査のカウンターパートとしては「イ」国税関当局管理職レベル（局長から課長クラス）も対応することとなるため、「イ」国税関当局における電算システム開発能力を尊重しつつも、本格調査の円滑運営を維持するためには、我が国のコンサルタントがレベルに応じリーダーシップを発揮し設計等を進めていく必要がある。

(3) 進捗管理

作業スケジュールがかなり過密であること、「イ」国での予算要求作業開始タイミング、

本格調査における各レポートの重要性等を勘案すると、JICA本部において進捗状況の把握及び大まかな進捗管理を行う必要がある。そのためには調査団とJICA本部との情報の疎通を図る必要があり、定期的な報告（週、月毎等）を調査団に義務づけることが必要である。

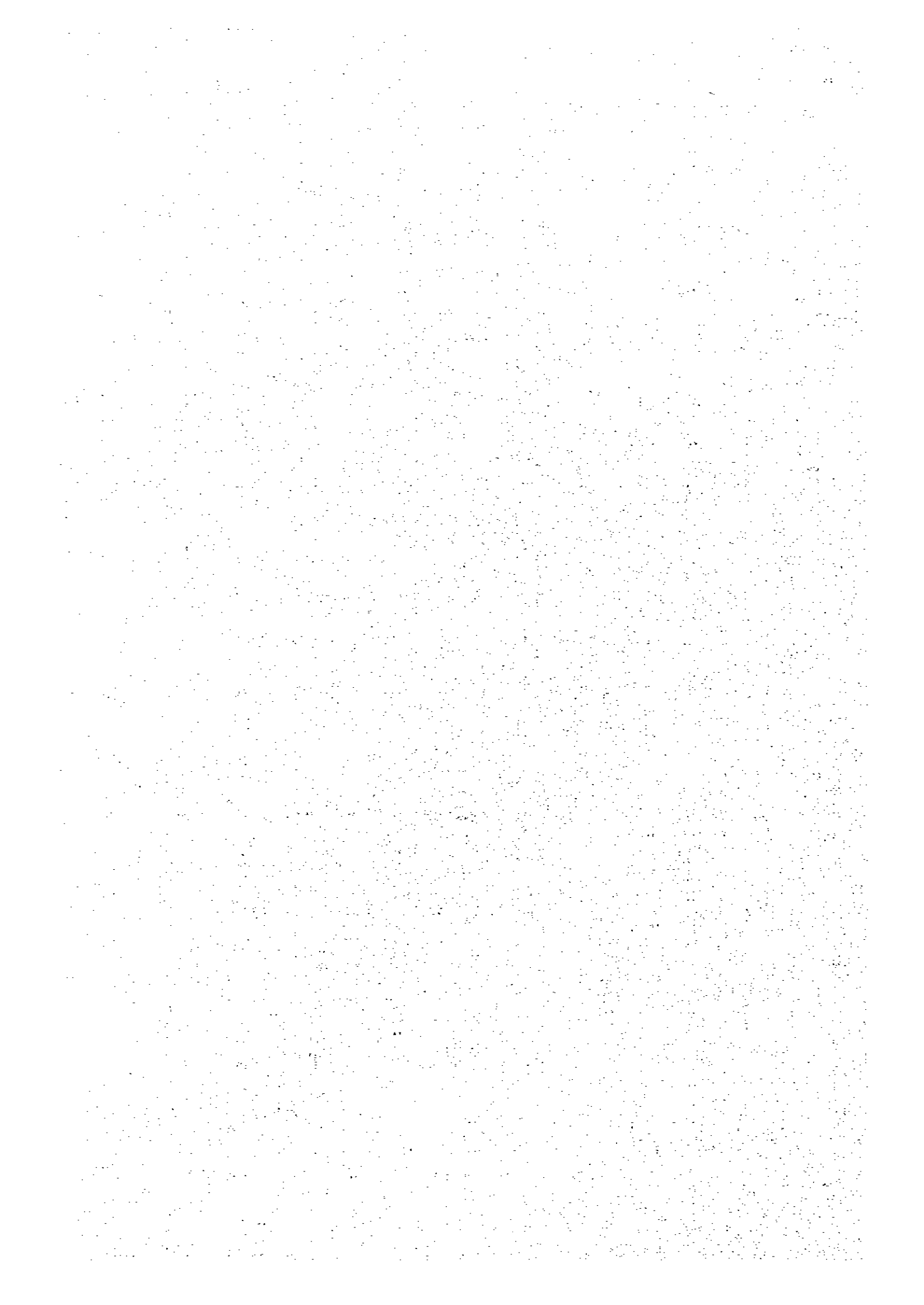
（４）インドネシア語対応

エンドユーザーである税関職員の中には、インドネシア国語以外でコミュニケーションを図ることができない者が多いので、最終成果物としてのシステムを操作するにあたっては、インドネシア国語でなければならない点を考慮し、本格調査を進める必要がある。即ち、画面、帳票、操作マニュアル等はインドネシア国語で作成される必要がある。

また設計書等のドキュメント作成においては、プログラム開発に用いる言語が英語を主体としているので、英語に統一される方が望ましい。しかし、データベース仕様書作成等に際し、インドネシア国語で作成される点を考慮すれば、各ファイルの名称や内容に関しては、英語・インドネシア語併記が要求される。したがって、「イ」税関職員を指導して、その任にあてる必要がある。

資料編

1. 実施細則 (S/W)
2. 協議議事録 (M/M)



資料編 1. 実施細則 (S/W)

SCOPE OF WORK
FOR
THE STUDY OF IMPROVEMENT OF CUSTOMS' SYSTEM IN INDONESIA


AGREED UPON BETWEEN

DIRECTORATE GENERAL OF CUSTOMS AND EXCISE
DEPARTMENT OF FINANCE
THE REPUBLIC OF INDONESIA

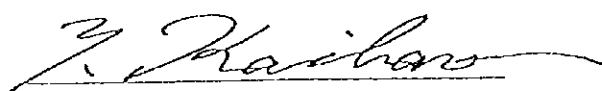
AND

JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY

JAKARTA, AUGUST 7, 1997



Mr. Soehardjo Soebardi
Director General
Directorate General of Customs and Excise
Department of Finance
The Republic of Indonesia



Mr. Takao Keibara
Leader
Preparatory Study Team
Japan International Cooperation Agency

I. INTRODUCTION

In response to the request of the Government of the Republic of Indonesia, the Government of Japan decided to conduct the Study of Improvement of Customs' System in Indonesia (hereinafter referred to as "the Study") in accordance with the relevant laws and regulations in force in Japan.

Accordingly, the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") the official agency responsible for the implementation of the technical cooperation programs of the Government of Japan, will undertake the Study in close cooperation with the authorities concerned of the Republic of Indonesia.

The Directorate General of Customs and Excise, Department of Finance: Direktorat Jenderal Bea Dan Cukai (hereinafter referred to as "DJBC") shall act as an executing agency to the Japanese Study Team (hereinafter referred to as "the Team") and also as a coordination body in relation with other governmental and non-governmental organizations concerned for the smooth implementation of the Study.

The present document sets forth the Scope of Work with regard to the Study.

II. OBJECTIVES OF THE STUDY

The objectives of the Study is to prepare system design for the construction of the Customs Intelligence Database System (hereinafter referred to as "CIS") and to prepare a reconstruction plan for the Customs Service System (hereinafter referred to as "CSS").

III. SCOPE OF THE STUDY

1. Scope of the Study

(1) Preparation of system design for construction of the Customs Intelligence Database System (CIS)

(i) Phase I

Basic investigation towards the construction of CIS

Estimation of the construction scale and cost, financial and economic analysis

(ii) Phase II

Study on system design

(2) Preparation of reconstruction plan for the Customs Service System (CSS)

Estimation of the reconstruction scale based on the study of CSS



2. Major Components of the Study

(1) Preparation of system design for the construction of the Customs Intelligence Database System (CIS)

(i) Phase I: Basic Investigation

- (a) Study of background and necessity of computerization
- (b) Study of current work process
- (c) Definition of scope of the computerization
- (d) Planning for system concept
- (e) Calculation of project cost (the implementation scale, initial cost, maintenance and operation expenses)
- (f) Project evaluation (economic and financial analysis)
- (g) Formulation of the implementation plan for system design

(ii) Phase II: System Design

- (a) System architecture design
- (b) Database design
- (c) Process design
- (d) System common design
- (e) Formulation of the implementation plan for the whole project (study of components, project organization and schedule)

(2) Preparation of the reconstruction plan for the Customs Service System (CSS)

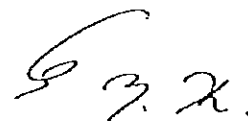
- (a) Study on the existing CSS
- (b) Study on the overview of new CSS
- (c) Calculation of project costs
(The construction scale, initial cost, maintenance, and operation expenses)
- (d) Study of the reconstruction plan (study of project organization, schedule)
- (e) Project evaluation (economic and financial analysis)

IV. STUDY SCHEDULE

The Study will be carried out in accordance with the attached tentative study schedule. (See Appendix-1)

V. REPORTS

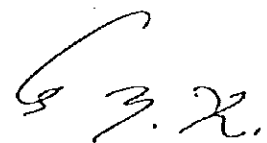
JICA shall prepare and submit the following reports in English to the Government of the Republic of Indonesia.



- (1) Inception Report
Twenty (20) copies at the commencement of the Study in Indonesia.
- (2) Progress Report
Twenty (20) copies within three (3) months after the commencement of the Study.
- (3) Interim Report
Twenty (20) copies within five (5) months after the commencement of the Study.
- (4) Draft Final Report
Ten (10) copies within nine (9) months after the commencement of the Study.
- (5) Draft Final Report (summary)
Twenty (20) copies within nine (9) months after the commencement of the Study.
- (6) Final Report
Ten (10) copies within one (1) month after the receipt of the written comments on the Draft Final Report from the Government of the Republic of Indonesia, while these comments are expected to be delivered to JICA within half month after submission of the Draft Final Report.
- (7) Final Report (summary)
Twenty (20) copies within one (1) month after the receipt of the written comments on the Draft Final Report from the Government of the Republic of Indonesia, while these comments are expected to be delivered to JICA within half month after submission of the Draft Final Report.

.VI. UNDERTAKING OF THE GOVERNMENT OF REPUBLIC OF INDONESIA

- I To facilitate the smooth conduct of the Study, the Government of the Republic of Indonesia shall take the following necessary measures:
 - (1) to secure the safety of the Team;
 - (2) to permit the members of the Team to enter, leave and sojourn in the Republic of Indonesia for the duration of their assignment therein, and exempt them from alien registration requirements and consular fees;
 - (3) to exempt the members of the Team from taxes, duties and other charges on equipment, machinery and other materials brought into the Republic of Indonesia for the conduct of the Study;
 - (4) to exempt the members of the Team from income tax and charges of any kind imposed on or in connection with any emoluments or allowances paid to the members of the Team for their services in connection with the implementation of the Study;



- (5) to provide necessary facilities to the Team for remittance as well as utilization of the funds introduced into the Republic of Indonesia from Japan in connection with the implementation of the Study;
 - (6) to secure permission for entry into private properties or restricted areas for the conduct of the Study;
 - (7) to secure permission for the Team to take all data and documents (including photographs) related to the Study out of the Republic of Indonesia to Japan, and
 - (8) to provide medical services as needed. Those expenses will be chargeable to members of the Team.
- 2 The Government of the Republic of Indonesia shall bear claims, if any arise against members of the Team resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their duties in the implementation of the Study, except when such claims arise from gross negligence or willful misconduct on the part of the members of the Team.
 - 3 DJBC shall act as a counterpart agency to the Team and also as a coordinating body in relations with other governmental and non-governmental organizations concerned for the smooth implementation of the Study.
 - 4 DJBC shall, at its own expense, provide the Team with the following, in cooperation with other organizations concerned:
 - (1) available data and information related to the Study,
 - (2) counterpart personnel,
 - (3) suitable office space with necessary equipment in the headquarters of DJBC,
 - (4) credentials or identification cards,
 - (5) vehicles with driver

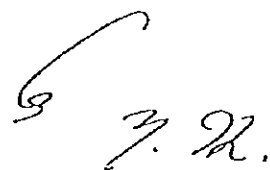
VII. UNDERTAKING OF JICA

For the implementation of the Study, JICA shall take the following measures:

- (1) to dispatch, at its own expense, the Team to the Republic of Indonesia and
- (2) to pursue technology transfer to the Republic of Indonesia counterpart personnel in the course of the Study

VIII. OTHERS

JICA and DJBC shall consult with each other in respect of any matter that may arise from or in connection with the Study.



TENTATIVE STUDY SCHEDULE

MONTH	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
DESCRIPTION										
WORK IN INDONESIA	CIS									
WORK IN JAPAN										
REPORT PRESENTATION	ICR									

Note : ICR : Inception Report P/R : Progress Report
 ITR : Interim Report DFR : Draft Final Report
 F/R : Final Report

S. N.

資料編 2. 協議議事録 (M/M)

MINUTES OF MEETING
UPON
SCOPE OF WORK
FOR
THE STUDY OF IMPROVEMENT OF CUSTOMS' SYSTEM IN INDONESIA

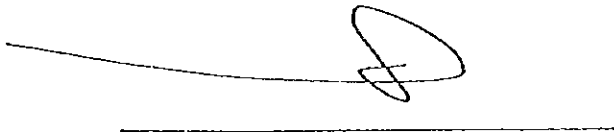
AGREED UPON BETWEEN

DIRECTORATE GENERAL OF CUSTOMS AND EXCISE
DEPARTMENT OF FINANCE
THE REPUBLIC OF INDONESIA

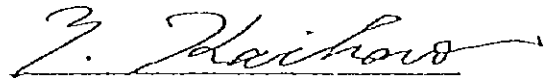
AND

JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY

JAKARTA, AUGUST 7, 1997



Mr. Soehardjo Soebardi
Director General
Directorate General of Customs and Excise
Department of Finance
The Republic of Indonesia



Mr. Takao Kaibara
Leader
Preparatory Study Team
Japan International Cooperation Agency

The Japanese Preparatory Study Team (hereinafter referred to as the "Team"), organized by the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") headed by Mr. Takao Kaibara visited the Republic of Indonesia from 30th of July to 8th of August 1997 in response to the request of the Government of the Republic of Indonesia to conduct the preparatory study for "the Study of Improvement of Customs' System in Indonesia" (hereinafter referred to as "the Study").

The Team exchanged the views and had a series of discussions with representatives of the Directorate General of Customs and Excise, Department of Finance: Direktorat Jenderal Bea Dan Cukai (hereinafter referred to as "DJBC"). (See Appendix-1 for the attendants list).

Through the discussions, both sides have completed the Scope of Work for the full-scale study and confirmed the following points associated with the implementation of the Scope of Work.

1. Amendment of the Study's title

It was agreed that the former title of the Study, "Computerization in Indonesian Customs", shall be replaced by "the Study of Improvement of Customs' System in Indonesia", considering that this Study shall aim at improving the customs' system in Indonesia at the wider scale than the computerization of the current Indonesian customs' system.

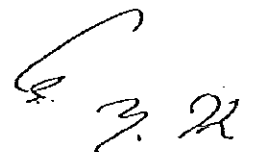
2. Amendment on terming of CFRS

It was agreed that terming of CFRS shall be replaced by CSS (Customs Service System).

3. System design

DJBC requested that system design of CIS shall cover the detailed design, and the Team promised to convey the request to JICA Headquarters. The Team stated that the Progress Report shall cover the overviews of system design.

1



4. Steering and Technical Committees(Counterpart Personnel)

The Team confirmed that DJBC established the Steering and Technical Committees, consisting of the members within DJBC (See Appendix-2), which shall cooperatively work with the Full Scale Study Team.

5. Technology Transfer

It was agreed that the Team shall pursue technology transfer to DJBC through the local work in the course of implementing the Study.

6. Vehicles with driver

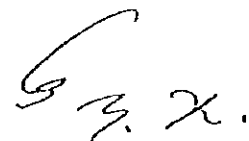
DJBC explained the difficulty of provision of the vehicles with driver, and the Team promised to convey the situation to JICA Headquarters.

7. Office space with computing environment

The Team confirmed that DJBC prepared the office space with basic facilities such as desks, telephone circuits and telephones which has the capacity for 30 computing workers during the Study period in Indonesia.

8. Dispatch of Japanese short-term experts

The Team explained that local technical support in Indonesia from experts of Customs and Tariff Bureau, Ministry of Finance, Japan, is essential to carry out the Study, and Indonesian side promised the submission of AI Form to request the dispatch of the Japanese short-term experts to JICA Headquarters as soon as possible, through the official channel.



Attendants List

1. Indonesian side

Mr. Soehardjo Soebardi	Director General Directorate General of Customs and Excise Department of Finance
Mr. H. A. Parinding	Executive Secretary Directorate General of Customs and Excise Department of Finance
Mr. Eddy Abdurrachman	Head Central Automatic Data Processing and Information Directorate General of Customs and Excise Department of Finance
Mr. Thomas Sugijata	Director Directorate of Prevention and Investigation Directorate General of Customs and Excise Department of Finance
Mr. Abdul Rachman	Head Intelligence Sub Directorate Directorate General of Customs and Excise Department of Finance
Ms. C. Rahayu	Head Export Sub Directorate Directorate General of Customs and Excise Department of Finance
Mr. Jusuf Indarto	Head International Relations Division Directorate General of Customs and Excise Department of Finance
Ms. Sri Muljani H.	Head System Program Division Directorate General of Customs and Excise Department of Finance
Mr. Muslim Tanwir	Import Sub Directorate Directorate General of Customs and Excise Department of Finance
Mr. Takashi Matsumoto	JICA Expert Directorate General of Customs and Excise Department of Finance

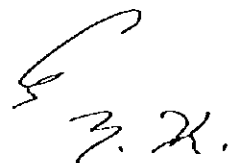
2. Japanese side

[JICA Team]

Mr. Takao Kaibara	Leader, JICA Preparatory Study Team
Mr. Minoru Soeya	Member, JICA Preparatory Study Team
Mr. Tetsuaki Yoneyama	Member, JICA Preparatory Study Team
Mr. Shiro Nakasone	Member, JICA Preparatory Study Team
Mr. Hajime Hasegawa	Member, JICA Preparatory Study Team
Mr. Hiroshi Shibuya	Member, JICA Preparatory Study Team

[JICA Indonesia Office]

Mr. Hiroyo Sasaki	Deputy Resident Representative JICA Indonesia Office
Mr. Takero Kawabata	Assistant Resident Representative JICA Indonesia Office



Customs Intelligence Database System (CIS) Project Team

[Steering Committee]

1. Mr. Thomas Sugijata Director
Directorate of Prevention and Investigation
Directorate General of Customs and Excise
2. Mr. Eddy Abdurrachman Head
Central Automatic Data Processing
and Information
Directorate General of Customs and Excise
3. Mr. RB. Permana Agung Director, Customs
Directorate General of Customs and Excise
4. Mr. Daeng M. Nazier Director, Tariff and Valuation
Directorate General of Customs and Excise
5. Mr. Nur Indiarto Director, Excise
Directorate General of Customs and Excise
6. Mr. Roy Roland Lino Director, Verification
Directorate General of Customs and Excise

[Technical Committee]

1. Mr. Abdul Rachman Intelligence Sub Directorate
Directorate General of Customs and Excise
2. Mr. Muslim Tanwir Import Sub Directorate
Directorate General of Customs and Excise
3. Mr. Nirwansyah Rachim Tariff Sub Directorate
Directorate General of Customs and Excise
4. Mr. Jody Koesmendro Verification Sub Directorate
Directorate General of Customs and Excise
5. Mr. Ismartono Excise of Tobacco Products
Directorate General of Customs and Excise
6. Ms. Sri Muljani H. System Program Division
Central Automatic Data Processing and Information
Directorate General of Customs and Excise
7. Mr. Ganot Wibowo Data Preparing and Information Service
Central Automatic Data Processing and Information
Directorate General of Customs and Excise
8. Ms. Ririen Setyarni Technical Support and Data Communication Section
Central Automatic Data Processing and Information
Directorate General of Customs and Excise



JICA